

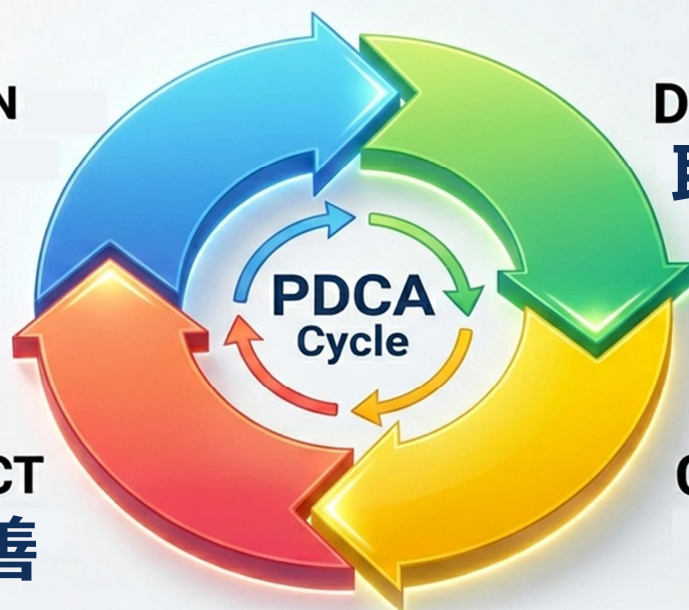


P | PLAN
計画

D | DO
取組

A | ACT
改善

C | CHECK
点検



権利擁護支援チームの 形成支援機能・自立支援機能強化に向けた 取組ポイント集

Ver.1

令和7年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）
地域連携ネットワーク強化に向けた中核機関の受任調整会議等チーム体制構築と取
組推進に関する調査研究事業（受託：一般財団法人 日本総合研究所）作成案を
厚生労働省成年後見制度利用促進室で最新情報を追加して一部改変

■ 目次 ■

取組ポイント集の作成目的・活用方法	p3
参考：取組状況調査を通じた「振り返り」	
取組ポイント集の活用ステップ①（体制の状況を点検する）	p4
まずは「市町村の体制を振り返る」ためにチェックシートで体制を点検してみましょう	
取組ポイント集の活用ステップ②（整備のヒントを見つける）	p9
次に、○がつかなかったA～Zの取組ポイントから体制整備のヒントを探してみましょう	
1. 権利擁護の相談支援機能の強化に向けた取組ポイント	p10
2. 権利擁護支援チームの形成支援機能の強化に向けた取組ポイント	p34
3. 権利擁護支援チームの自立支援機能の強化に向けた取組ポイント	p64
取組ポイント集の活用ステップ③（取り組むことを明確にする）	p82
振り返りツールで強み・課題を整理して次に取り組むことを明確にしましょう	
取組ポイント集の活用ステップ④（事業報告反映でPDCAへ）	p86
振り返り結果を中核機関の事業報告に反映して次年度の事業計画づくりに役立てましょう	
困った時の相談窓口「K-ねっと」の活用	p89

取組ポイント集の作成目的・活用方法 ①

本取組ポイント集は、市町村、中核機関、都道府県、そして地域連携ネットワークに関わる関係者・専門職が、**体制整備の「目指すべき方向」**を共有し、「**今、具体的に何に取り組むべきか**」を明確にすることを目的に作成されました。

単に成年後見制度の利用を促すことや、後見人等の候補者を受任調整することだけがゴールではありません。本人の意思を尊重し、地域全体で「**本人を支えるチーム**」をつくり上げていく。そのための**具体的なアクション**を2点に集約しています。

活用のキーワードは「振り返り」



①市町村：体制整備の「主体」としての振り返り

中核機関設置済の市町村：現在の体制を振り返り、市町村内の体制整備に向けた方向性を再確認してください。特に運営を委託している場合でも、市町村が主体的に関与し、**中核機関と一緒に考えていくための対話ツール**として活用できます。

未整備の市町村：現時点の体制を振り返り、**中核機関がないことで生じている課題（体制の限界等）**を認識しましょう。将来的にどのような体制を目指すべきか、具体的なイメージを持つために役立ててください。

②中核機関：コーディネート機能の「土台（権利擁護の相談支援機能）」を見つめ直す振り返り

地域連携ネットワークの「②形成支援機能」や「③自立支援機能」のコーディネートに難しさを感じている場合は、まず「**①権利擁護の相談支援機能**」の体制を振り返ってください。

①の相談支援体制が十分に整っていないと、②（チームを作る）や③（チームを支える）の取組は円滑に進みません。本取組ポイント集に掲載された取組事例や国研修等のヒントを参考に、**一次相談窓口や関係機関とどのように連携し、土台となる相談支援体制を再構築すべきか**を考えていくきっかけにしてください。

「チーム体制の構築」の具体的なアクション



①共通認識の形成

- 立場を超えて全員が**同じ方向**を見ずえ、**足並みを揃えて動ける**ようにする

②取組の明確化

- 「何のために、今何をすべきか」を、現場の実務に即した具体的な取組ポイントとして提示する。

3

取組ポイント集の作成目的・活用方法 ②

活用のキーワードは「振り返り」



③一次相談窓口（地域包括支援センター、基幹相談支援センター等）：窓口間の「連携」を深める振り返り

中核機関との連携状況を振り返り、中核機関が「**専門的な二次相談窓口**」としてどのような視点でコーディネートを行っているかを理解するために活用してください。

相談対応フローやアセスメント情報の共有など、**一次相談の段階で何を整理しておくべきか**を確認し、中核機関と共に「**本人をチームで支える**」ための**共通認識をつくる**ために役立ててください。

④都道府県・都道府県専門アドバイザー：支援を「後押し」するツールとしての振り返り

都道府県担当職員および都道府県専門アドバイザー（体制整備アドバイザーや権利擁護支援総合アドバイザー）、市町村からの相談窓口の方々は、**市町村・中核機関と一緒に現在の体制を振り返る**際に本取組ポイント集を活用してください。

立場やアドバイザーの専門性や経験に関わらない「**共通の視座**」として活用いただくことで、専門職としての知見をより円滑に市町村・中核機関へ伝えられるようになります。

市町村の体制状況に合わせた的確な助言や、個別支援の課題から体制の課題を見抜き、具体的な改善策を提案するためのサポートツールとして役立ててください。

地域連携ネットワークの強化には、市町村・中核機関をはじめとする関係機関が、**権利擁護支援を「チームによる支援」として捉える認識を深める**ことが不可欠です。

後見人等の選任前から選任後まで、**本人の課題整理や支援方針の共有、役割分担の確認を含めた「本人を支えるチーム体制の構築」という視点**が、本取組ポイント集の活用にあたっての最大のポイントになります。



4

参考：取組状況調査を通じた「振り返り」

本取組ポイント集は、国が毎年実施する「成年後見制度利用促進に関する取組状況調査」と密接に連動しています。ポイント集で提示している26の体制整備の取組（A～Z）は、調査の回答項目そのものであり、これらをセットで活用することで、市町村や都道府県における地域連携ネットワークの強化を「共通認識」を持って取り組むことができます。

市町村・中核機関、そして都道府県の関係者には、以下の視点を持って本ポイント集と調査結果を活用いただきたいと思います。調査への回答（振り返り）を起点とし、本取組ポイント集を具体的な取組のヒントとすることで、全国どの地域においても「本人を支えるチーム」が機能する体制整備を、共に進めていきましょう。

市町村・中核機関

① 調査回答を「市町村の体制を振り返る」機会に、そして点検から改善へ（PDCAサイクル）

毎年の取組状況調査への回答は、単なる事務的な報告ではありません。回答の際、本取組ポイント集を参照して、市町村の現在の立ち位置を「振り返る」機会としてください。

調査項目に回答しながら取組ポイントを参照することで、「今、地域に足りない体制は何か」「次に取り組むべき具体的な一歩は何か」を見つけ出すことができ、PDCAサイクルを回していくきっかけになります。

② 中核機関未整備の市町村こそ

現時点で中核機関が未整備であっても、調査と取組ポイント集を照らし合わせることで、将来的にどのような体制を目指すべきか、その設計図とスケジュールを描くためのイメージが持てる「共通の視座」を得ることが可能になります。

都道府県

① 体制整備の実態把握を、共通の対話の基盤にする

都道府県にとっては、市町村からの調査回答がそのまま「市町村の状況を把握し、体制整備を検討するための情報」となります。本取組ポイント集という「共通の言語」に基づく回答を把握することで、都道府県が独自にアンケートを行う負担を軽減しつつ、中核機関未整備の市町村も含めた網羅的な現状把握が可能になります。

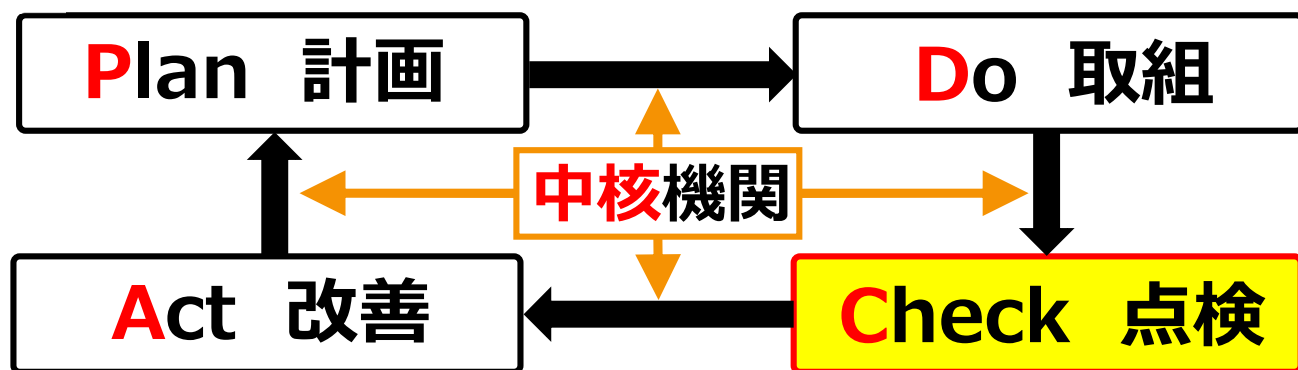
③ 都道府県専門アドバイザーや市町村からの相談窓口との円滑な連携

把握した体制整備の状況を、都道府県専門アドバイザーや市町村の相談窓口と共有してください。どの市町村にどのような支援が必要か、「共通認識」を持って「後方支援」を行うための「共通の道標」として、本ポイント集を役立ててください。

5

取組ポイント集の活用ステップ①（体制の状況を点検する）

図：「共通認識の形成」と「取組の明確化」のためのPDCAサイクル
→中核機関によるPDCAサイクルの促進が機能強化につながります



今すぐできる♪

まずは「市町村の体制を振り返る」ために
チェックシートで体制を点検してみましょう

➡ 「○（体制あり）」をつけてみましょう



6

個別支援の 地域連携ネットワークづくりの現状確認チェックシート

体制あり
なら○

相談支援機能	広報・周知 相談環境整備	A	本人および関係者が成年後見制度(任意後見制度を含む、以下制度と略)を理解できるような周知・広報体制	
		B	本人および関係者が制度以外の権利擁護支援の仕組みを理解できるような周知・広報体制	
		C	制度の相談窓口が本人および関係者に示され、相談しやすい環境が整っている体制	
相談支援機能	本人等からの 相談対応・ 制度説明	D	本人の関係者が日常的に本人の状態や生活状況等を把握できる体制	
		E	本人の関係者が本人の課題を把握した際に、各種相談支援機関へつなぐことができる体制	
		F	各種相談支援機関が、地域連携ネットワークの関係機関(以下関係機関と略)と連携して相談対応できる体制	
相談支援機能	権利擁護支援 ニーズの精査 と必要な支援 へのつなぎ	G	各種相談支援機関が、本人の意思・価値観・判断能力・生活状況等の情報を把握できる体制	
		H	必要に応じて関係機関や専門職がケース会議等に参加し、情報共有と権利擁護支援ニーズの整理・検討を行える体制	
		I	制度利用が必要と判断された場合に、本人を制度につなぐ支援が行える体制	
		J	制度利用が不要と判断された場合にも、本人の見守り体制の構築や他支援へのつなぎが行える体制	
形成支援機能	権利擁護支援 方針の検討	K	本人の判断能力や支援状況の変化に応じて、課題を整理しやすい体制	
		L	本人の意思決定支援と保護の観点から制度の利用適否や他支援へのつなぎ直しを検討する体制	
		M	支援方針検討前に、制度の内容等を本人に事前に説明できる体制	
		N	支援方針検討前に、本人の意向を確認する機会を設けられる体制	
形成支援機能	適切な申し立 ての調整	O	本人の意向や状態、親族関係等を踏まえて、市町村長申立ても含めた申立人の調整が行える体制	
		P	診断書や本人情報シートなど必要書類の収集や申立書に記載する情報の整理等を関係機関で役割分担できる体制	
形成支援機能	権利擁護支援 を行うことが できる体制の 整備支援	Q	支援方針に基づいて、課題や役割、後見類型、代理・同意行為、財産状況等の整理を行う体制	
		R	本人が抱える課題解決後の後見人等交代の方向性を検討する体制	
		S	地域の担い手(専門職後見、市民後見、法人後見等)の状況を踏まえて受任調整が検討できる体制	
		T	関係機関が、後見人等選任までの一時的な支援を分担できる体制	
		U	本人と後見人等候補者が、必要な場合に面談できる体制	
自立支援機能	支援チームの 開始支援	V	後見人等が加わった支援チームが、申立て後に支援方針や役割を共有できる体制	
		W	制度利用開始時に、支援チームのモニタリング時期を設定できる体制	
		X	制度利用開始時に、支援チームのバックアップ支援の要否を検討できる体制	
自立支援機能	支援チーム 開始後の必要 に応じた支援	Y	後見人等や関係者が支援に関する相談や助言を受けられる体制	
		Z	支援チームの自立状況を定期的に確認し、支援の終結や再支援を判断できる体制	

個別支援の 地域連携ネットワークづくりの現状確認チェックシート

体制あり
なら○

相談支援機能	広報・周知 相談環境整備	A	本人および関係者が成年後見制度(任意後見制度を含む、以下制度と略)を理解できるような周知・広報体制	
		B	本人および関係者が制度以外の権利擁護支援の仕組みを理解できるような周知・広報体制	
		C	制度の相談窓口が本人および関係者に示され、相談しやすい環境が整っている体制	
相談支援機能	本人等からの 相談対応・ 制度説明	D	本人の関係者が日常的に本人の状態や生活状況等を把握できる体制	
		E	本人の関係者が本人の課題を把握した際に、各種相談支援機関へつなぐことができる体制	
		F	各種相談支援機関が、地域連携ネットワークの関係機関(以下関係機関と略)と連携して相談対応できる体制	
相談支援機能	権利擁護支援 ニーズの精査 と必要な支援 へのつなぎ	G	各種相談支援機関が、本人の意思・価値観・判断能力・生活状況等の情報を把握できる体制	
		H	必要に応じて関係機関や専門職がケース会議等に参加し、情報共有と権利擁護支援ニーズの整理・検討を行える体制	
		I	制度利用が必要と判断された場合に、本人を制度につなぐ支援が行える体制	
		J	制度利用が不要と判断された場合にも、本人の見守り体制の構築や他支援へのつなぎが行える体制	
形成支援機能	権利擁護支援 方針の検討	K	本人の判断能力や支援状況の変化に応じて、課題を整理しやすい体制	
		L	本人の意思決定支援と保護の観点から制度の利用適否や他支援へのつなぎ直しを検討する体制	
		M	支援方針検討前に、制度の内容等を本人に事前に説明できる体制	
		N	支援方針検討前に、本人の意向を確認する機会を設けられる体制	
形成支援機能	適切な申し立 ての調整	O	本人の意向や状態、親族関係等を踏まえて、市町村長申立ても含めた申立人の調整が行える体制	
		P	診断書や本人情報シートなど必要書類の収集や申立書に記載する情報の整理等を関係機関で役割分担できる体制	
形成支援機能	権利擁護支援 を行うことが できる体制の 整備支援	Q	支援方針に基づいて、課題や役割、後見類型、代理・同意行為、財産状況等の整理を行う体制	
		R	本人が抱える課題解決後の後見人等交代の方向性を検討する体制	
		S	地域の担い手(専門職後見、市民後見、法人後見等)の状況を踏まえて受任調整が検討できる体制	
		T	関係機関が、後見人等選任までの一時的な支援を分担できる体制	
		U	本人と後見人等候補者が、必要な場合に面談できる体制	
自立支援機能	支援チームの 開始支援	V	後見人等が加わった支援チームが、申立て後に支援方針や役割を共有できる体制	
		W	制度利用開始時に、支援チームのモニタリング時期を設定できる体制	
		X	制度利用開始時に、支援チームのバックアップ支援の要否を検討できる体制	
自立支援機能	支援チーム 開始後の必要 に応じた支援	Y	後見人等や関係者が支援に関する相談や助言を受けられる体制	
		Z	支援チームの自立状況を定期的に確認し、支援の終結や再支援を判断できる体制	

本チェック項目は、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に沿って作成しています。

相談支援機能の詳細は、国研修「**基礎研修**」の動画・資料で学ぶことができます。

形成・自立支援機能の詳細は、国研修「**応用研修**」の動画・資料で学ぶことができます。

国研修の動画・資料はこちらでご覧いただけます。
ポータル「成年後見はやわかり」研修ページ：
<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/training/>

※閲覧には市町村配布のID・PWが必要
不明時は市町村担当者またはお問い合わせフォームへ：
<https://guardianship.mhlw.go.jp/contact-non/>

中核機関や相談窓口の**設置状況に関係なく、市町村の現状**に当てはまる項目に○を付けてください。

過去に事例が発生していなくても構いません。記入時点で、**事例が発生した場合**に**対応できる仕組み・準備があるか**を基準に選択してください。

本項目は**毎年の取組状況調査**と同じ項目です(市町村回答済)。○を付けた後、皆さまの回答と市町村回答を比較すると効果的です。差がある項目は、**認識合わせや改善のヒント**になります。

チェック上の留意点
と
情報提供

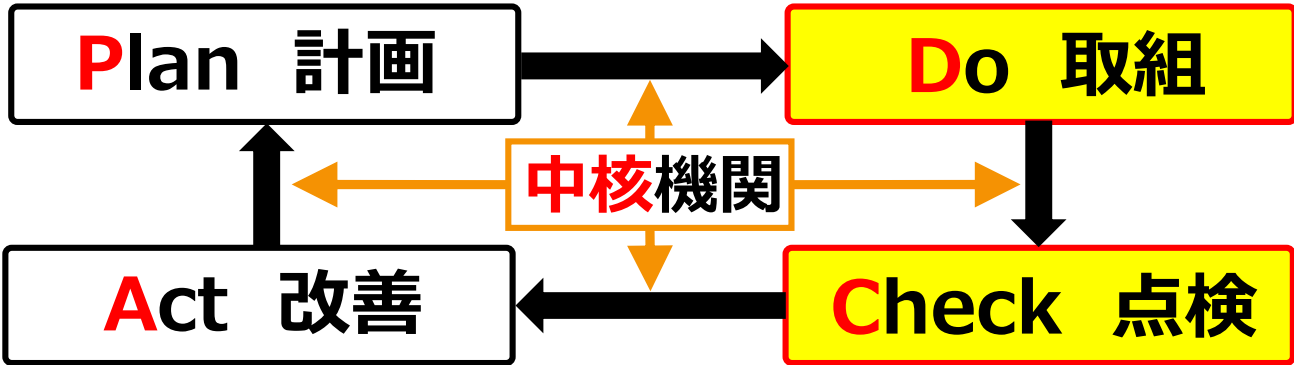
取組ポイント集の活用ステップ②（整備のヒントを見つける）

今すぐできる♪



次に、○がつかなかったA～Zの取組ポイントから
体制整備のヒントを探してみましょう

➡ A～Zの取組ポイントは、3つの機能ごとに整理しています。
はじめに機能の概要で体制の全体像を確認してから、
その後、取組ポイントを見ていくのがおすすめです。



図：「共通認識の形成」と「取組の明確化」のためのPDCAサイクル
➡取組ポイントの確認で、次の一手（今何をすべきか）が見えてきます

権利擁護の相談支援機能の強化に向けた取組ポイント 目次

権利擁護の相談支援機能の概要P11-14

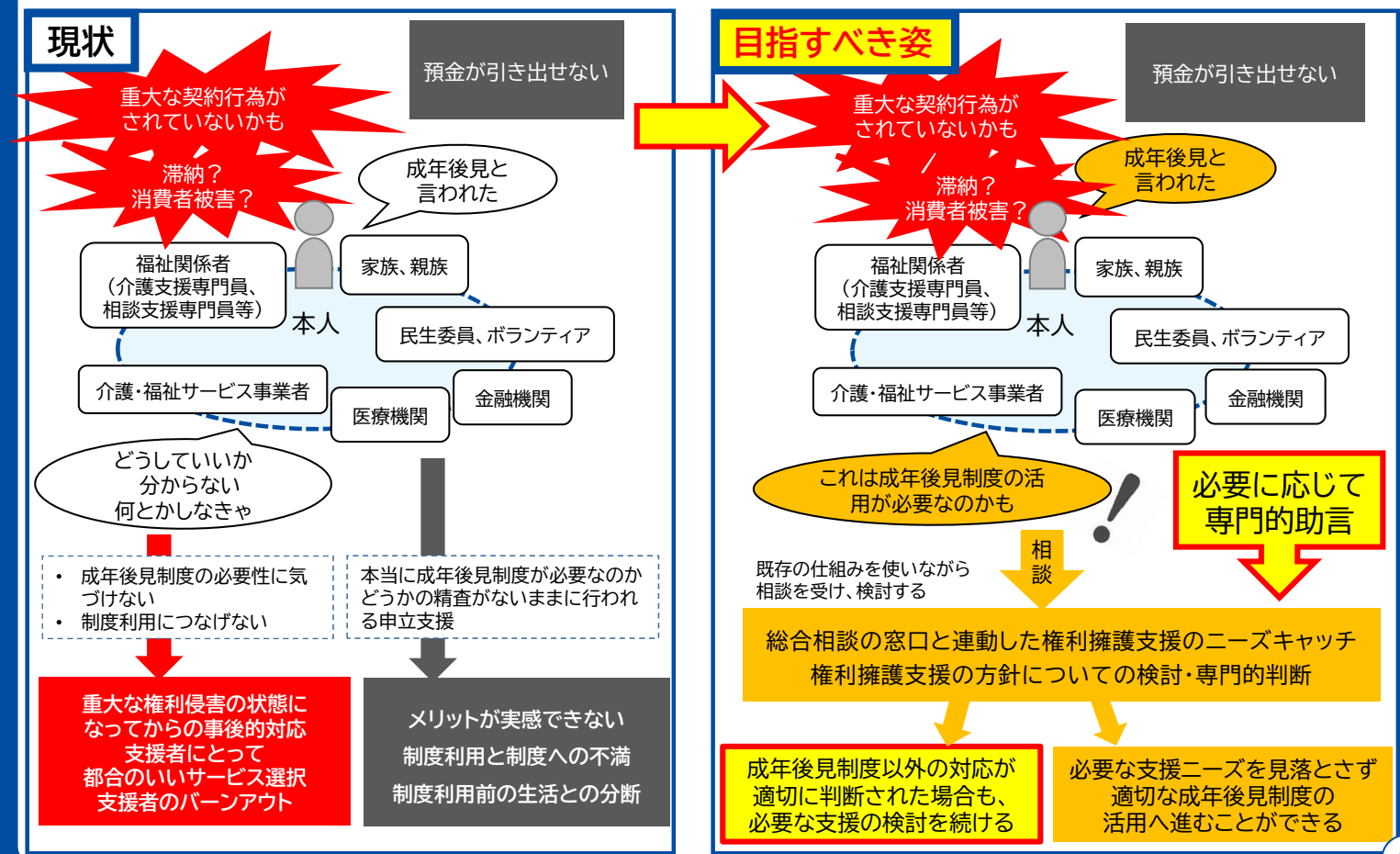
広報・周知 相談環境 整備	A	本人および関係者が成年後見制度(任意後見制度を含む、以下制度と略)を理解できるような周知・広報体制	P15
	B	本人および関係者が制度以外の権利擁護支援の仕組みを理解できるような周知・広報体制	P16
	C	制度の相談窓口が本人および関係者に示され、相談しやすい環境が整っている体制	P17
本人等からの 相談対応・ 制度説明	D	本人の関係者が日常的に本人の状態や生活状況等を把握できる体制	P18
	E	本人の関係者が本人の課題を把握した際に、各種相談支援機関へつなぐことができる体制	P21
	F	各種相談支援機関が、地域連携ネットワークの関係機関(以下関係機関と略)と連携して相談対応できる体制	P23
権利擁護 支援ニーズ の精査と 必要な 支援への つなぎ	G	各種相談支援機関が、本人の意思・価値観・判断能力・生活状況等の情報を把握できる体制	P25
	H	必要に応じて関係機関や専門職がケース会議等に参加し、情報共有と権利擁護支援ニーズの整理・検討を行える体制	P27
	I	制度利用が必要と判断された場合に、本人を制度につなぐ支援が行える体制	P31
	J	制度利用が不要と判断された場合にも、本人の見守り体制の構築や他支援へのつながりが行える体制	P33



相談支援が整うと、その先の「チームづくり（形成支援）」や
「チームを支える取組（自立支援）」もスムーズに進めやすくなります。

A~J 権利擁護の相談支援機能 (成年後見制度の利用前の場面)

権利擁護支援の方針についての 検討・専門的判断



11

成年後見制度利用促進支援機能検討委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」(公益社団法人 日本社会福祉士会)p.12 図2-4引用・レイアウト修正

A~J 権利擁護の相談支援機能 (成年後見制度の利用前の場面)

体制整備の必要性

上記の図は、現状と目指すべき姿の比較から、本人が地域で安心して自分らしく暮らすために、中核機関や地域の関係機関がどのように連携し、権利擁護支援（成年後見制度を含む）を進めていくべきかのイメージを示したものです。

取組ポイント

① 相談の入り口と地域の見守り体制

- まず、支援の始まりは地域の日常の中にあります。家族や民生委員、金融機関などの地域の関係者が、本人の異変や生活状況を日常的に把握できる体制（D）が基盤となります。そこで「預金が引き出せない」「滞納がある」といった課題に気づいた際、速やかに地域の相談支援機関（地域包括、社協など）へつなぐことができる体制（E）が重要です。
- これらの相談窓口は、本人や周囲にとって「どこに相談すればいいか」が明確で、相談しやすい環境が整っている体制（C）である必要があります。そのためには、成年後見制度そのものへの理解（A）だけでなく、それ以外の権利擁護支援の仕組みについても、周知・広報体制（B）を通じて地域全体で共有しておくことが欠かせません。

② チームによるアセスメントと専門的判断

- 相談を受けた窓口や中核機関は、単に「申立ありき」で動くではありません。地域の様々な相談支援機関が連携して対応できる体制（F）のもと、本人の意思・価値観、判断能力、そして実際の生活状況などの情報を丁寧に把握できる体制（G）を構築し、アセスメントを行います。
- このプロセスでは、必要に応じて弁護士や司法書士などの専門職がケース会議等に参加し、多角的な視点から権利擁護支援ニーズの整理・検討を行える体制（H）が中心的な役割を果たします。

③ 適切な支援の選択と継続的な関わり

- アセスメントの結果、方針が決定されます。

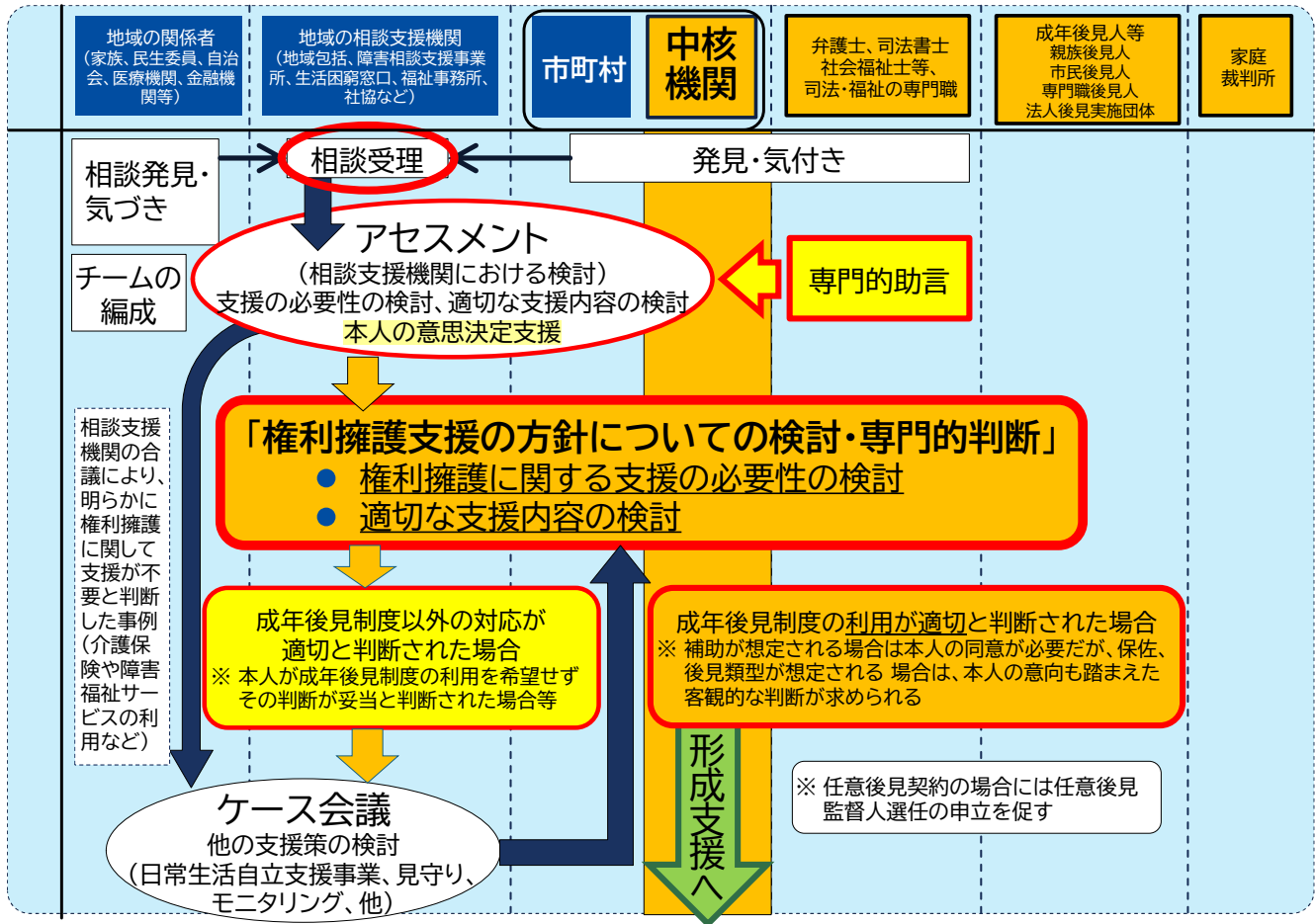
成年後見制度の利用が適切と判断された場合：本人の意向を踏まえつつ、制度へつなぐ支援が行える体制（I）によって手続きが進められます。

成年後見制度以外の対応が適切と判断された場合：制度を使わないからといって支援を終えるのではなく、日常生活自立支援事業の活用や見守り体制の構築、他の支援へのつなぎを継続的に進める体制（J）が求められます。

体制整備不備によるリスク

- 気づきの遅れは深刻な権利侵害後の事後対応を招き、支援者の疲弊や本人不在の便宜なサービス選択が行われるリスクが地域に生じます。
- 代替手段の精査がない安易な申立は、生活の分断を生み、メリットを実感できない本人の不満や制度利用への不信感を招く原因となります。

12



成年後見制度利用促進支援機能検討委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」(公益社団法人 日本社会福祉士会)p.12 図2-4引用・レイアウト修正

上記の図は、相談の受理から方針決定、そしてその後の支援に至るまでの具体的なプロセスと、中核機関が地域連携ネットワークの中で取り組んでいる調整(コーディネート)の役割を示したものです。

取組ポイント

① 地域の「気づき」をチーム支援へつなげるコーディネート

- 支援の第一歩は、地域の関係者(家族、民生委員、金融機関等)による「発見・気づき」にあります。地域の相談支援機関(地域包括、社協等)が相談を受理した際、中核機関はそれらの機関と密に連携し、個別の事案に応じた「支援チーム」を編成するコーディネートを行います。
- 中核機関がすべてを直接抱え込むのではなく、既存の相談支援体制を活かしながら、必要な関係者を結びつける役割を担います。

② 多職種連携による専門的アセスメントと合議の調整

- アセスメントの過程では、中核機関が調整役となり、司法・福祉の専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士等)から「専門的助言」を受けられる体制を整えます。
- 「権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断」は、中核機関単独で行うものではありません。相談支援機関や専門職が参加する「チームの合議」によって、本人の意思決定支援を柱に、客観的かつ多角的な視点から適切な支援内容を検討します。

③ 適切な支援の選択と継続的な関わり

- 検討の結果、方針は大きく二つに分かれますが、いずれの場合もネットワークによる関わりは続きます。

成年後見制度の利用が適切と判断された場合：本人の意向を尊重しつつ、家庭裁判所や後見人候補者との調整を行い、利用へとつなぎます。

成年後見制度以外の支援が必要と判断された場合：ここで支援を終了せず、中核機関のコーディネートのもと、ケース会議を通じて日常生活自立支援事業や地域の見守り、モニタリングなどの「他の支援策」へと確実にバトンを渡します。

目指す姿

- 地域の「気づき」を起点に、相談支援機関(地域包括・社協等)が受理した事案について、中核機関が関係者を結び、家族・民生委員・金融機関等を含む支援チームを機動的に編成できている状態です。中核機関は既存の相談体制を活かし、司法・福祉専門職の助言を得て合議によるアセスメントを行い、客観的・多角的な視点で本人の意思決定支援を柱とした方針を定めます。
- 後見利用の可否にかかわらず、ケース会議で役割を更新し、家庭裁判所や候補者との調整、自立支援事業、見守り・モニタリング等へバトンを渡し、支援を行います。

A 本人および関係者が成年後見制度(任意後見制度を含む)を理解できるような周知・広報体制

本人および関係者が成年後見制度や任意後見制度を正しく理解し、活用できるような情報提供の仕組みを整えます。

今すぐできる！



取組ポイント

① 対象に合わせた情報発信

本人や家族、地域の関係者に情報が届きやすいように、**メリット・デメリット**を理解できる広報を**対象別**に取り組む。

② 任意後見制度の普及

判断能力があるうちから**準備できる**任意後見制度を含め、**将来の安心に向けたポジティブな広報**を展開する。

「成年後見はやわかり」ポータルサイトには周知・広報に活用できる動画やパンフレットひな型等が掲載されています。確認して、活用を考えてみましょう。

ポータル「成年後見はやわかり」
<https://guardianship.mhlw.go.jp/>



体制整備不備によるリスク

必要な人に必要な制度や支援が行き届かないことや、**困難な状況**（虐待や消費者被害、セルフ・ネグレクト等）に陥ってから、**やむを得ず制度を利用する**といったことが増える可能性があります。

制度の**メリット・デメリット**の理解を地域に広めていく体制がないために、**早期の相談対応につながらず**、制度や支援が必要な人が**見逃されてしまっている**リスクが地域に生じます。

→ 実は見逃している

目指す姿

本人や関係者が成年後見制度や任意後見制度を身近な制度の一つとして**選択肢にできる状態**です。

単なる制度解説に留まらず、地域の相談窓口や関係者が**共通の理解**を持ち、**早期の相談対応につながる**ように**広報体制を整え**、本人の状況に適した情報提供が、**それぞれの業務で日常的に行われている体制**が理想です。

→ 困難になる前に早期対応

15

B 本人および関係者が制度以外の権利擁護支援の仕組みを理解できるような周知・広報体制

本人の意向や判断能力、生活状況に合わせ、成年後見制度**以外**の権利擁護支援の仕組みを本人や関係者に周知する体制を整えます。

今すぐできる！



取組ポイント

① 意思決定支援の視点

本人が望む暮らしを続けるために、どのような支援が**本人の生活と意思決定を支えているのか**という視点で広報を行う。

② 早期の不安解消

日常生活の困りごとを入り口に、**制度利用に至る前の段階で活用できる柔軟な支援策**を周知し、**早期の権利擁護支援につなげる**。

国研修「基礎研修」のオンデマンド動画「**関連諸制度**」に、成年後見制度**以外**の主な支援の詳細が紹介されているので、確認してみましょう。

ポータル「成年後見はやわかり」研修ページ：
<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/training/>



体制整備不備によるリスク

成年後見制度以外の**選択肢**が十分に知られていない場合、**より軽微な支援で解決可能なケース**でも、安易に制度利用へ誘導される恐れがあります。

また、本人や関係者が制度のハードルを高く感じて**相談を諦め**、**必要な人に必要な制度や支援が行き届かない**リスクが地域に生じます。

→ 必要な支援の未到達

目指す姿

本人の状況の変化に応じて、制度や支援を柔軟に組み合わせたり、入れ替えたりできることが**本人や関係者に理解されている状態**です。

地域全体で「**制度か否か**」の二択ではなく、本人の尊厳と意思を尊重するための**権利擁護支援の選択肢**が示されていることが理想です。

→ 二択を超える

16

C 制度の相談窓口が本人および関係者に示され、相談しやすい環境が整っている体制

「どこに相談すればよいか」が本人や家族に示されており、心理的・物理的なハードルを感じることなく相談できる環境を整備する体制です。

取組ポイント

① 相談窓口の整理

地域連携ネットワークの窓口機能として、**中核機関だけでなく、地域のあらゆる福祉窓口が連携し、適切に専門窓口へつなぐ「入口」を整える。**

② 周知方法の工夫

広報媒体の多様化や、わかりやすい文言の使用といった周知方法を工夫する。

今すぐできる！



国研修「**基礎研修**」のライブ演習動画「**権利擁護支援の広報**」に、市町村・中核機関が行う広報のテクニックが紹介されているので、確認してみましょう。

ポータル「成年後見はやわかり」研修ページ：
<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/training/>



体制整備不備によるリスク

相談窓口が不明確な場合、本人や関係者は相談を躊躇してしまいます。

その結果、権利侵害を見逃し、様々な課題が水面下で進行し、**発見時には深刻な状況に陥っている**という「**後手の対応**」が多くなるリスクが地域に生じます。

➡ 支援開始の遅れ

目指す姿

本人や関係者が地域のどこにいても必要な情報を得られ、相談を受けた関係者が一次相談窓口の各種相談支援機関や二次相談窓口の中核機関と連携して、本人の権利を守る体制ができています。

相談先が明確になることで、隠れたニーズを早期に把握することにもつながります。

➡相談先が見える

D 本人の関係者が日常的に本人の状態や生活状況等を把握できる体制

日常生活の中で周囲の関係者や一次相談窓口の各種相談支援機関が、本人の変化や生活課題を早期に察知し、見守りを行う体制です。

取組ポイント

① 見守りの視点共有

関係者や一次相談窓口が、どのような本人の変化や生活課題に着目すべきか、見守りの視点を共有できるような機会（連絡会、研修会、シート作成等）を設ける。

② 意思決定支援のための情報収集

日々の生活状況や本人のこだわりを把握しておくことは、本人の意思を推認し尊重するために必要な情報となる。

今すぐできる！



<https://www.mhlw.go.jp/content/000503061.pdf>



国研修の**演習シート**を**参照・活用**して
相談受付体制を検討をしてみよう！

体制整備不備によるリスク

日常的な把握体制が不十分な場合、権利侵害に関わる課題が表面化せず、事態が深刻化するまで放置される恐れがあります。

発見が遅れることで、本人の意思を尊重した早期の権利擁護の機会を逸し、危機的状況に陥ってから対応することになるリスクが地域に生じます。

➡ 危機対応の増加

目指す姿

本人の関係者や一次相談窓口が、それぞれの日常活動の中で「いつもと違う」という気づきを共有できている状態です。

本人の生活の変化が速やかに把握されることで、大きなトラブルになる前に適切な支援を検討でき、本人の意思に基づいた安心・安全な生活が継続されている体制が理想です。

➡ 違和感を共有

D 本人の関係者が日常的に本人の状態や生活状況等を把握できる体制

試してみよう！



演習ワークシート1 【中核機関の相談受付内容 整理】項目案 ①

相談日	年 月 日 (対応者:)	ID
相談者	相談者名	所属
相談形態	連絡先	
相談概要	1. 電話 2. 来所 3. 訪問 4. その他 ()	
相談要旨	□詳細別紙参照 主な相談内容	
相談契機	1. パンフレット 2. 研修受講() 3. 以前に相談 4. その他 ()	
相談者属性	地区:	所属属性:

② □「本人情報シート」を活用

本人氏名	性別	年齢	歳 (年生まれ)
居住地	1. 市内 2. 市外 3. 不明 (具体的に)		
疾病・病歴	親族の状況		
身体状況			
住居の状況			
経済状況	主な収入 (円)		
	主な支出 (円)		
	財産状況 (不動産や資産、負債、財産状況の変動可能性など)		
生活歴			
現状			
支援状況	介護・障害の認定・区分状況 マネジメント担当者 利用している介護・福祉サービス		
本人の意向・希望	今後の生活についての意向 手伝って欲しいと思っていること、困っていること 金銭管理についての意向 その他 本人にとって重大なこと		
本人の嗜好・価値観	好きなこと : 嫌いなこと : 大事にしている思い :		
支援者の関与と状況	□行政 (課) □包括 □相談支援専門員 □ケアマネ □ヘルパー □デイサービス職員 □入所施設職員 □医師 □看護師 □OT □SLT □教育関係者 □NPO・NGO □警察官 □民間団体職員 □民生委員 □専門職 () □親戚 () □その他 () ケース会議等開催 (有 () 回・無) 意思決定支援ガイドラインの共有 (有・無)		
判断能力について	1. 認知症 2. 知的障害 3. 精神障害 4. その他 () 5. なし 6. 不明		
制度利用について	詳細 制度利用 1. 成年後見制度利用無 2. 有		
	1. 成年後見制度の利用 無 1-1. 初めての相談 1-2. これまでも相談している 1-3 不明 2. 成年後見制度の利用 有 2-1 補助 2-2 保佐 2-3 後見 2-4 任意後見		

③ ④ ⑤ ⑥

追加の情報収集 ※複数選択可

1. 関係機関等からの情報収集	具体的に □詳細は別紙参照
2. ケース会議等への参加 (日時)	
3. ケース会議等の招集 (日時)	
4. その他 ()	
5. 不要	

① 基本計画 p.3 の場合②相談の際の項目例です。受付後、聞き取った内容を整理して記入するイメージでワークシートを作成しています。相談受付の様子は、すでに多くの総合相談用の書式が示されていますので、その内容に、必要な項目を付加する形で書式を検討することも考えられます。

② 何をきっかけに相談したか、どの地域の、どの所属の関係機関などからの相談が多いかを分析するデータをとっておくと、今後の広報のあり方を考えることができます。

③ 本人情報シートと併用してこのようなシートを記入する場合には、網かけ部分の内容は記載を省略したり、「本人情報シートの○欄参照」などと本人情報シートの記載を引用して記入することもできます。
本人情報シートの1～3を記入することで、本人の現状を客観的に把握することができます。「4. 本人にとって重要な意思決定が必要となる課題」を本人や支援関係者と共有し、「6. 本人にとって望ましいと考えられる対応策」を検討した結果を記載することができます。そのときに、成年後見制度の必要性があると考えられる場合は、「5. 成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識」を検討します。演習ワークシート1の「本人の意向」欄を記入する際には、本人情報シートの記載内容に本人の意向が表われている場合もあることから、本人情報シートを参照して記入することも考えられます。

④ 成年後見制度を利用している場合にも相談が入ることが想定されること、今までも制度利用について相談したことがある

相談者からの情報で 気になること	それについて関わっ ている人・機関	何を尋ねるか	その方法

⑥ 相談者からの情報だけでなく、情報を精査して集約していくために、追加の情報収集を行うことがあります。実際に、どのような関係機関からどのような情報を収集するかということを考えた上で、この欄を記入することになるため、演習の上では、表のようなワークを用意しました。

※本人情報シートの説明については、18ページコラムを参照、書式は巻末資料を参照ください。
※網掛けの項目は、本人情報シートの項目と関連していることを示しています。

19

成年後見制度利用促進支援機能検討委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」(公益社団法人 日本社会福祉士会)p.14-15 より引用

和歌山県 白浜町

～「調査票」と「ガイドライン」の活用によるアセスメントの標準化～

該当する体制

D

E

F



取組内容

- 地域包括支援センターのシステムとは別に、権利擁護支援に特化した「調査票（紀の川市版を参考）」と、支援方針決定のための「ガイドライン（名古屋市版を参考）」を導入している。
- この調査票を用いて情報の整理をすることで、財産状況や生活歴、本人の意思・課題を1枚の調査票に集約し、福祉の枠組みでは解決できない課題を可視化している。
- 相談支援機関の担当者によって情報の精度にバラつきが出るのを防ぎ、1回目の面談から核心に触れる聞き取りやスムーズなアウトリーチを行うことを目的としている。

調査票

氏名	性別	年齢	住所	電話番号
相談者	相談者名	相談者住所	相談者電話番号	相談者メールアドレス
相談内容	相談内容(相談の目的、相談の経緯、相談の経過、相談の結果、相談の今後の予定)			
相談者の状況	相談者の状況(相談者の生活状況、相談者の経済状況、相談者の健康状況、相談者の家族状況、相談者の社会的状況)			
相談者の意向	相談者の意向(相談者の意向、相談者の意向、相談者の意向、相談者の意向、相談者の意向)			
相談者の課題	相談者の課題(相談者の課題、相談者の課題、相談者の課題、相談者の課題、相談者の課題)			
相談者の支援	相談者の支援(相談者の支援、相談者の支援、相談者の支援、相談者の支援、相談者の支援)			
相談者の評価	相談者の評価(相談者の評価、相談者の評価、相談者の評価、相談者の評価、相談者の評価)			



ポイント

- 他自治体の優れたツールを積極的に自町仕様へ改良して取り入れている。
- これにより、小規模自治体であっても専門性の高いアセスメントを組織的に実施できる体制を整えられていると考えている。

20

E 本人の関係者が本人の課題を把握した際に、各種相談支援機関へつなぐことができる体制

日常的な見守りで気づいた本人の異変や課題を関係者が抱え込むことなく、適切な各種相談支援機関（一次相談窓口）につなぐための「つなぎ」の仕組みを整備します。

取組ポイント

① 相談しやすい環境の整備

本人の周囲の関係者が、どのような異変が発生した場合に各種相談窓口（地域包括支援センター、基幹相談支援センター等）に相談できるかを周知する。

② 情報の円滑な伝達

気づきを得た関係者が円滑に情報を伝えられるよう、関係者同士で日頃から顔の見える関係を築き、相談のハードルを下げる。

今すぐできる！



参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

本人の異変に誰かが気づいていても、適切な「つなぎ先」が分からなければ、その情報は現場で止まっています。

その結果、必要な人に制度や支援が行き届かず、権利侵害に至るリスクが地域に生じます。

→ 支援の空白化

目指す姿

本人の周囲の関係者が「何かおかしい」と感じたときに、すぐに相談できる「入口」を分かっている状態です。

関係者からの小さな気づきが、各種相談支援機関（一次相談窓口）へ速やかに共有され、必要に応じて二次相談窓口の中核機関が関わりながら、本人の意思を尊重した早期の権利擁護支援が開始される体制が理想です。

→ 早期支援開始

21

よこはま成年後見推進センター

～進行管理シートの開発によるアセスメントプロセスの可視化と標準化～

該当する体制

D

E

F



取組内容

- 市内201カ所の一次相談窓口において、共通の「進行管理シート」を活用した統一的なアセスメントを実施している。
- 単なる「判断能力の低下」の有無だけでなく、金銭管理・身上保護・法的課題の3点から本人の重大な課題をチェックリスト形式で可視化し、支援方針を導き出す仕組みである。



ポイント

- 中核機関がすべてのケースを直接持つのではなく、一次窓口で「課題整理の共通項目」認識してもらうことで、組織全体の機動力を高めていることがポイントである。
- このシートがあることで、後続の専門職派遣や候補者調整会議においても、整理された情報をもとに迅速な議論が可能となっている。

F 各種相談支援機関が、地域連携ネットワークの関係機関と連携して相談対応できる体制

高齢、障害、生活困窮など、分野ごとの相談支援機関が、それぞれの枠組みを超えて中核機関や法律・福祉専門職等の関係機関と日常的につながり、多職種・多機関で協力して相談に対応する体制です。

取組ポイント

① 外部の専門職との連携

各種相談窓口や中核機関だけではなく、外部の法律・福祉専門職とも連携できる地域連携ネットワークを整える。

② 支援チームの強化

相談を受けた各種相談支援機関が、必要時に中核機関や適切な関係機関と支援チームを組めるような連携体制を構築する。

今すぐできる！



参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

各種相談支援機関が個別に対応し、関係機関との連携が不十分な場合、本人のニーズや課題を見落とす恐れがあります。

外部の法律・福祉専門職の助言が得られる機会もなく、必要な人に制度や支援が行き届かず、困難事例化するリスクが地域に生じます。

→ 困難事例化

目指す姿

各種相談支援機関と中核機関や関係機関が顔の見える信頼関係で結ばれ、外部の法律・福祉専門職の助言が得られる機会があり、困難な事例に対しても迅速に支援チームが結成できる状態です。

本人の意思を尊重しつつ、必要な制度や支援につながり連携ができる体制が理想です。

→ 顔の見える連携

23

春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター

～中核機関の一次相談窓口化と機動的なバックアップ体制～

該当する体制

D

E

F



取組内容

- 中核機関（権利擁護センター）を地域包括支援センター等と同様に「一次相談窓口」と位置づけ、相談の初期段階から直接介入できる体制をとっている。
- 病院や地域包括支援センター等から「制度利用の可能性はある」という前段階の相談を柔軟に受け、早期のニーズ把握と支援の目詰まり解消を図っている。



ポイント

- 中核機関が地域包括支援センター等からの相談を待つのではなく、地域の相談機関と「一緒に悩む」スタンスを重視している。
- このことにより、現場職員が権利擁護支援を「特別なもの」「敷居が高いもの」として遠慮することなく、中核機関の力を借りながら、自信を持って対応できる環境が整えられている。

24

G 各種相談支援機関が、本人の意思・価値観・判断能力・生活状況等の情報を把握できる体制

「現在の困りごと」の把握に留まらず、各種相談支援機関が本人の関係者とも連携しながら、本人の意思・価値観・判断能力・生活状況等の情報を把握する体制です。

取組ポイント

① 本人の状況変化への対応

各種相談支援機関が本人の状況変化を継続的に把握し、必要時に中核機関や関係機関と連携できるような体制を整える。

② 意思決定支援のアセスメント

医学的な判断能力の判定だけでなく、本人の意思や価値観を把握することが重要になるため、意思決定支援のアセスメントの視点がもてるようにシートを活用する。

今すぐできる！



参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

情報把握や意思決定支援が不十分な場合、支援者が本人の意向を推測で判断することや、安全管理を優先して本人のこだわりを軽視してしまうパターンリズムに陥る可能性があります。

本人のこれまでの歩みや強み、大切にしている価値観が共有されないまま制度利用が進むと、本人にとって不本意な生活を強いるリスクが地域に生じます。

→ パターンリズム

目指す姿

本人が言葉でうまく伝えられない場合でも、日頃から関わりのある関係者が捉えた「しぐさ」や「表情」、「過去の選好」などの豊かな情報が各種相談支援機関に集約されている状態です。

これらの情報に基づき、どのような制度や支援が必要になっても「本人ならどう考えるか」という視点が中心に置かれ、尊厳ある暮らしが支えられている体制が理想です。

→ 本人視点が軸

25

よこはま成年後見推進センター

～相談支援機関職員向けマニュアルや事例集と伴走支援による窓口機能の継続性確保～

該当する体制

G

H

I

J



取組内容

- 相談支援機関の頻繁な人事異動を見越し、業務手順や必要な情報を網羅した「新任職員向けガイド」を整備するとともに、詳細な「相談支援機関向けマニュアル」を提供している。
- また、現場の目詰まりを解消するため、判断に迷う事例には中核機関から弁護士等の専門職を派遣する「専門職派遣事業」を週2回実施している。

2 相談

(2) 相談支援機関職員向けマニュアル

[令和6年5月更新]

- 相談対応の標準化
- 初回相談から後見人等選任後までの法定後見申立支援フローを具体化したもの
- 「市民後見人相談支援機関向けガイド」と一体化……候補者調整の流れ等を紹介



ポイント

- ツール（ガイド）と人的支援（専門職派遣）を組み合わせることで、現場の心理的なハードルを下げている。
- 「困ったら中核機関が専門職をつないでくれる」という安心感こそが、一次窓口が自信を持って初期相談にあたる最大の要因となっていると考えている。

26

H 必要に応じて関係機関や専門職がケース会議等に参加し、情報共有と権利擁護支援ニーズの整理・検討を行える体制

本人の課題が複雑な場合や、制度や支援の必要性を多角的に検討する必要がある場合に、福祉や医療、法律等の関係機関や専門職が集まり、情報を持ち寄って権利擁護支援ニーズの精査をする体制です。

取組ポイント

① 役割分担の明確化

ケース会議において、シート等を活用して、誰が、いつ、どのような役割を果たすかを共有し、本人を支えるチームの土台を作る。

② 中核機関による調整

必要に応じて弁護士、司法書士、社会福祉士等の外部の専門職を会議に招き、専門的な助言を得ながら、本人の意思を尊重した支援方針を検討できる体制を調整する。



<https://www.mhlw.go.jp/content/000503061.pdf>

今すぐできる！




国研修の演習シートを参照・活用して課題整理と検討をしてみよう！

体制整備不備によるリスク

本人の関係者や各種相談支援機関が個別に動いていると、情報が共有されず、本人のニーズや課題を見落とし、成年後見制度以外の支援の必要性を見逃す可能性があります。

制度を利用する以前に、早急に対応しなくてはならない課題への対応が遅れるリスクが地域に生じます。

→早急課題後回し

目指す姿

本人の関係者や各種相談支援機関が、中核機関や関係機関と連携して、本人のニーズと課題に基づき、権利擁護支援ニーズを精査して必要な制度や支援を整理・検討ができる状態です。

ケース会議等の内容に専門的な判断が加わり、本人の意思決定支援と権利侵害の回復支援の両面から検討できる体制が理想です。

→二択を超える

27

H 必要に応じて関係機関や専門職がケース会議等に参加し、情報共有と権利擁護支援ニーズの整理・検討を行える体制

試してみよう！



演習ワークシート2【権利擁護支援の方針決定 アセスメント項目案】①

【緊急対応に関わる課題】【関係調整に関わる課題】		担当機関	緊急性有
☐ 疾病・障害、依存への対応 ☐ 権利侵害への対応 ☐ 地域からの孤立、社会的孤立	☐ サービスの（再）調整が必要 ☐ 親族、友人・知人との関係についての課題 ☐ その他（ ）		☐
課題と思われる項目 ☐ 判断能力の低下の進行 ※判断能力の低下の進行は、環境の変化、脱水や低栄養、薬の副作用で出現することもあるため、ケアの見直し等の確認が必要	可能性のある対応手段 ☐ 日常生活のケアの見直し ☐ 服薬への支援（再整理） ☐ 適切な医療への支援 ☐ その他（ ）	担当機関 ③	法定後見要 ☐
☐ 金融管理、契約行為についての課題 ☐ 預貯金が引き出せない ☐ 使いすぎしてしまう ☐ 支払いの必要性が理解できない ☐ 入院 ①入所 ②財産活用が必要	☐ 金融機関への個別相談 ☐ 生活困窮者相談窓口の家計相談支援 ☐ 日常生活自立支援事業の利用 ☐ 障害者総合支援法の自立生活援助の利用 ☐ その他（ ）		☐
☐ 意思決定支援についての課題 ☐ 本人の意思を確認していない ☐ 本人の意思が不明確・把握困難 ☐ 本人の望んでいることの実現が困難 ☐ その他（ ）	☐ コミュニケーション上の工夫 ☐ 本人人りの意思決定を行うための最適な環境づくり（人・場所・タイミング等） ☐ 意思決定支援会議の開催 ☐ 意思決定能力アセスメントの実施 ☐ その他（ ）		☐
☐ 法的保護の必要性、法的課題 ☐ 虐待や搾取、権利侵害への対応・防止 ☐ 債務整理が必要 ①相続未対応 ☐ 訴訟が必要 ☐ その他（ ）	☐ 消費生活センターへの専門相談 ☐ 委任契約による法律相談（ ） ☐ 特定援助対象者法律相談援助の利用 ☐ 中核機関の法律相談の利用 ☐ その他（ ）		☐
☐ 将来への備え ☐ 身寄りがない、頼りたくない ☐ 親なき後、自分なき後の家族支援の不安	☐ 任意後見制度の利用 ☐ 福祉型信託の利用 ☐ 死後事務委任 ②遺言作成 ☐ その他（ ）	④	
本人や親族、支援者ができていること、がんばってきたこと、強み ※強みを活かせるか、方針を検討する			
協議して決定した具体的な方針 決定日： 方針協議者： 決定内容：①中核機関における専門相談の利用 ②受任調整による支援 具体的に			

②

① 基本計画 p. 3 の場面③情報集約→分析の項目例です。基本計画 p. 12 の情報の集約、ニーズの精査をしています。

③

② 他機関へのつなぎ、連携が必要な課題を例示しています。

③

③ それぞれの課題について、地域でどのような対応策があるのかを調べ、項目として立てます。（ここに列挙されているもの全てが、地域で利用可能とは限りません。また、別の対応方法がある場合も考えられます）
本人に意思能力がある程度ある場合には、可能性のある対応手段と法手後見制度の補助、保佐類型のどちらの活用がよいか、本人に説明し選択を尊重しつつ対応していくことが「メリットを実感できる制度運用」のポイントとなります。

④

④ 判断能力の低下前の相談について分析する視点で作成している項目です。

⑤

⑤ いわゆる「ストレングス」の視点での方針検討となるよう、今までがんばってきたこと、強みを確認します。

⑥

⑥ 相談員個人で決定するのではなく、組織で決定することを表しています。
場合によっては、中核機関だけではなく、市町村、地域包括支援センター、相談支援事業所等、ほかの組織とも協議して決定することが考えられます。

28

宮崎県 延岡市・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町 延岡・西臼杵権利擁護センター

～「成年後見制度（法定）申立てマニュアル（延岡版・西臼杵版）」の作成～

該当する体制

G

H

I

J



取組内容

- 一次相談窓口（地域包括支援センター、行政等）が、制度の必要性判断から申立て前までに必要な相談対応を適切に行えるよう、実務の指針となる「延岡版・西臼杵版申立マニュアル」を作成・運用している。
- 現場の誰もが迷わず活用できるよう、申立ての流れや判断基準を視覚的に分かりやすく整理した内容としている。
- 作成にあたって、行政と中核機関が共に各包括支援センターを戸別訪問して実態を把握し、3年かけて現場の課題を丁寧に吸い上げたプロセスがある。



ポイント

- 事務手続や費用だけでなく、「一次窓口と二次窓口（中核機関）の役割分担」を明文化したことで、人事異動の多い町村部においても専門性を組織的に維持し、円滑な業務承継を可能にする教育ツールとしても有効に機能している。

29

メモ

30

I 制度利用が必要と判断された場合に、本人を制度につなぐ支援が行える体制

権利擁護支援ニーズの精査を経て成年後見制度の利用が必要と判断された際に、本人の制度利用の意向を確認して、申立て等の具体的な手続きに進めるよう伴走する体制です。

取組ポイント

① 本人への丁寧な説明

本人が自らの意思で制度の利用を選択できるよう、制度のメリットや影響を丁寧に説明し、意思形成を支援します。

② 受任調整の準備

本人の制度利用の意向に従って、中核機関と各種相談支援機関が連携して、受任調整に向けた情報整理や検討機会の調整等の準備を行う。

今すぐできる！



参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てみましょう。

体制整備不備によるリスク

「制度が必要」という判断がなされても、本人の意向確認ができず、受任調整の準備を進めることができない場合は、申立てまでに時間を要し、必要でありながら手続きが中断する恐れがあります。

その間、制度利用により解決を図る必要がある課題が残り続け、本人にとって望ましくない状況が改善できないリスクが地域に生じます。

→ 手続き停滞

目指す姿

制度利用の必要性を検討する時点から本人の意思決定支援が意識され、支援チームが本人の意向確認から申立準備まで一貫してサポートしている状態です。

本人の不安を解消しながら、複雑な法的手続と生活支援のサポートを連動させ、本人の意思を尊重した権利擁護支援が調整できている体制が理想です。

→ 切れ目なく支援

31

千葉県 八千代市 八千代市権利擁護連携支援センター

～受任調整にとどまらない「権利擁護支援ケース検討会」による早期アセスメント～

該当する体制

G

H

I

J



取組内容

- 専門職を交えた会議をあえて「受任調整会議」と呼ばず「ケース検討会」と称して隔月開催している。
- その意図は、単なる候補者の選定だけでなく、申立て前の「対応困難事案」や「判断に迷う事例」を積極的に受け入れ、法的・福祉的助言を行う場としているためである。



ポイント

- 行政内に社会福祉士等の専門職が多いため、権利擁護支援のニーズの精査や支援方針の検討、見通しはある程度行政内で可能という強みをいかし、より高度な司法判断が必要なケースにリソースを集中させている。

32

J 制度利用が不要と判断された場合にも、本人の見守り体制の構築や他支援へのつながりが行える体制

成年後見制度の利用が「現時点では不要」あるいは「他の支援が適切」と判断された場合であっても、本人に必要な権利擁護支援へのつながりを講じる体制です。

取組ポイント

① 他支援へのつながり実践

制度利用に至らない軽微な課題に対し、日常生活自立支援事業等のその他の支援を組み合わせることで解決を図る。

② 継続的なモニタリング

今は不要でも将来的に必要な可能性があるため、地域連携ネットワークの関係者による見守りを継続し、関係者によるモニタリングの際に制度の必要性について再確認できる体制を整える。

今すぐできる！



国研修「基礎研修」のオンデマンド動画「関連諸制度」に、成年後見制度以外の主な支援の詳細が紹介されているので、確認してみましょう。

ポータル「成年後見はわかり」研修ページ：
<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/training/>



体制整備不備によるリスク

「成年後見制度利用の必要性なし」という結論だけで支援が終了してしまうと、解決していない本人のニーズや課題への対応が遅れ、成年後見制度が必要になるまで状況が放置されてしまう可能性があります。その結果、本人に必要な権利擁護の制度や支援が行き届かないリスクが地域に生じます。

→対応先送り

目指す姿

「成年後見制度を使うか使わないか」という二択ではなく、本人に必要な制度や支援につなぐことができる体制が整っている状態です。制度利用が必要ない場合に、「代わりにこの支援を行う」という次の一手が動き出し、本人の安心が途切れることなく支え続けられている体制が理想です。

→次の一手が動く

33

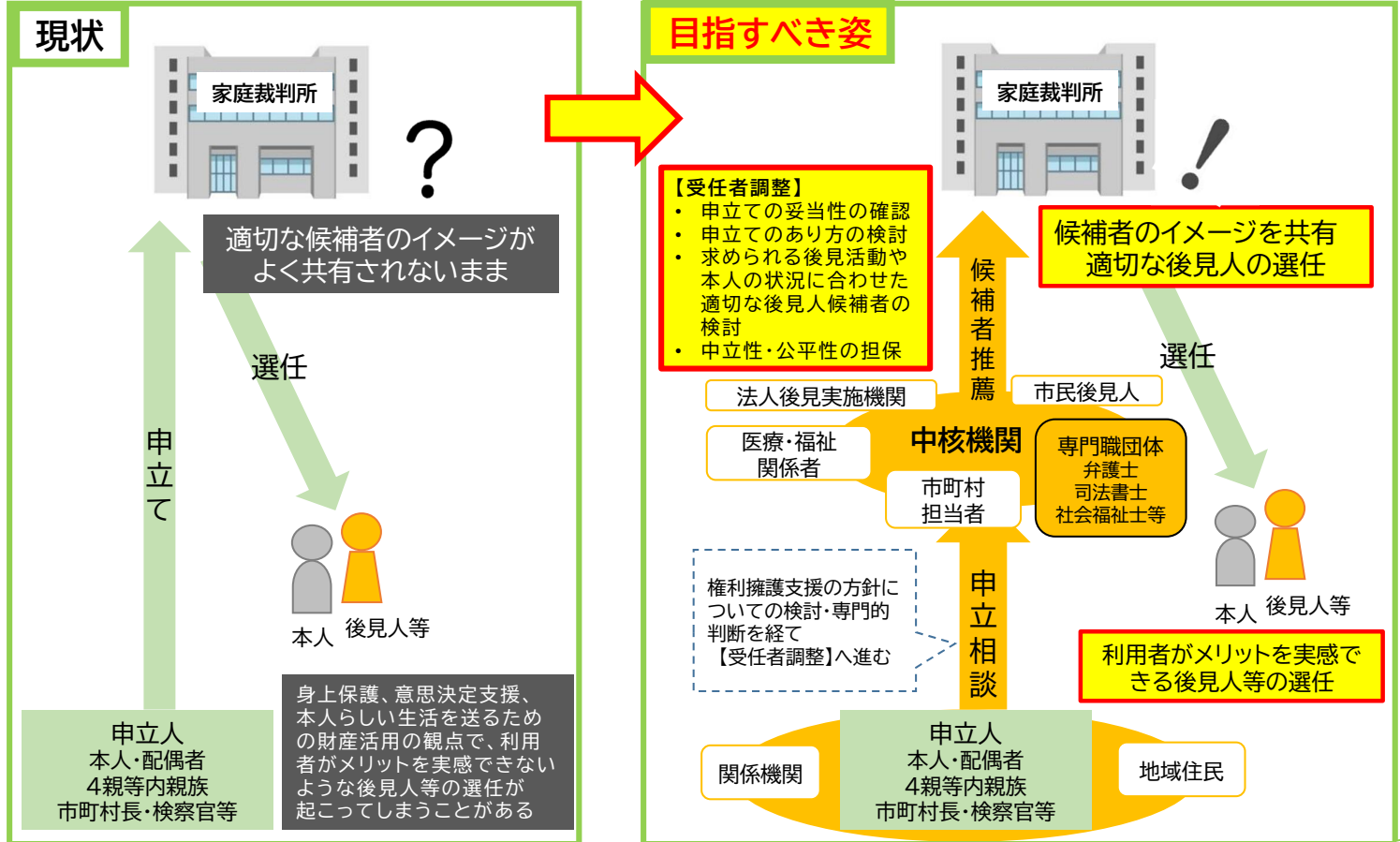
権利擁護支援チームの形成支援機能の強化に向けた取組ポイント 目次

権利擁護支援チームの形成支援機能の概要

.....P35-38

権利擁護支援方針の検討	K	本人の判断能力や支援状況の変化に応じて、課題を整理しやすい体制	P39
	L	本人の意思決定支援と保護の観点から制度の利用適否や他支援へのつながり直しを検討する体制	P41
	M	支援方針検討前に、制度の内容等を本人に事前に説明できる体制	P43
	N	支援方針検討前に、本人の意向を確認する機会を設けられる体制	P45
適切な申し立ての調整	O	本人の意向や状態、親族関係等を踏まえて、市町村長申立ても含めた申立人の調整が行える体制	P47
	P	診断書や本人情報シートなど必要書類の収集や申立書に記載する情報の整理等を関係機関で役割分担できる体制	P49
権利擁護支援を行うことができる体制の整備支援	Q	支援方針に基づいて、課題や役割、後見類型、代理・同意行為、財産状況等の整理を行う体制	P51
	R	本人が抱える課題解決後の後見人等交代の方向性を検討する体制	P55
	S	地域の担い手(専門職後見、市民後見、法人後見等)の状況を踏まえて受任調整が検討できる体制	P57
	T	関係機関が、後見人等選任までの一時的な支援を分担できる体制	P59
	U	本人と後見人等候補者が、必要な場合に面談できる体制	P61

34



成年後見制度利用促進支援機能検討委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」(公益社団法人 日本社会福祉士会)p.24 図2-6引用・レイアウト修正

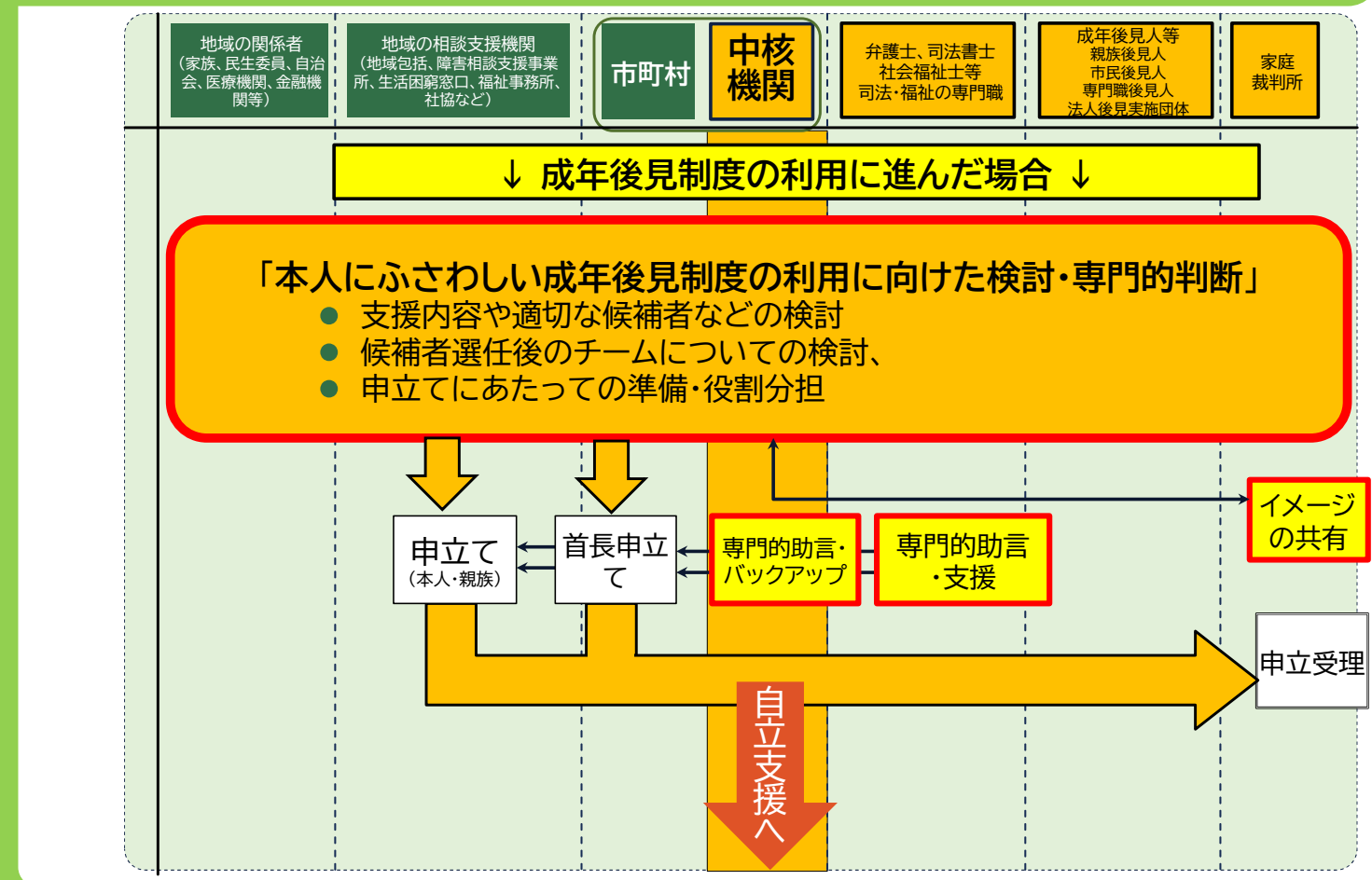
上記の図は、成年後見制度の利用が適切と判断された後、実際に「本人にふさわしい」形で制度を開始し、支援チームを形作っていくためのプロセスのイメージを示したものです。

取組ポイント

- ① 制度利用に向けた準備と本人の意向確認
 - 制度の利用に向けて動き出す際、まずは「申立てありき」の誘導にならないよう、事前に制度内容を本人に説明できる体制（M）を整えることが重要です。その上で、本人が今後の生活をどう考えているか、本人の意向を確認する機会を設けられる体制（N）を構築し、意思決定支援をプロセスの中心に据えます。
- ② 申立てのあり方と情報の整理
 - 方針が定まったら、具体的な申立ての準備に入ります。
 - 事案の整理**：本人の判断能力や支援状況の変化に応じて、抱えている課題を整理しやすい体制（K）のもと、保護の観点だけでなく意思決定支援の視点から、制度利用の適否や他支援へのつなぎ直しを検討する体制（L）が求められます。
 - 役割分担の整理**：診断書や本人情報シート等の必要書類の収集、申立書に記載する情報の整理などを関係機関で役割分担できる体制（P）を整えます。これに基づき、本人に必要な同意権・取消権、代理権の範囲や、後見類型を整理する体制（Q）を構築します。
 - 申立人の調整**：親族の状況などを踏まえ、本人申立て、親族申立て、あるいは市町村長申立ても含めた申立人の調整が行える体制（O）によって、誰が申立てを行うのが本人の利益になるかを検討します。
- ③ 適切な候補者の検討と受任者調整
 - アセスメントの結果、方針が決定されます。次に、中核機関がコーディネーターとなり、「受任者調整」を行います。
 - 専門職、市民後見、法人後見といった地域の担い手の状況を踏まえて受任調整が検討できる体制（S）を活かし、本人に最もふさわしい候補者のイメージを関係者で共有します。また、マッチングを確実にするため、本人と後見人等候補者が、必要な場合に面談できる体制（U）を設けることも、本人が納得して制度を利用するために重要です。
- ④ 選任後のチーム活動を見据えた継続的支援
 - 後見人が選任されるまでの間も、本人の生活は続きます。関係機関が、後見人等選任までの一時的な支援を分担できる体制（T）を維持することが大切です。また、制度は一度始めたら終わりではありません。本人の課題が解決した後に後見人等を交代する方向性を検討する体制（R）など、将来の変化を見据えた視点を持つことが、本人らしい生活を支えるチーム形成の鍵となります。

体制整備不備によるリスク

- 適切な候補者像の共有不足は、身上保護や意思決定支援への配慮を欠いた選任を招き、本人がメリットや自分らしさを損なうリスクが発生します。
- 連携不足で手続が停滞し、支援の断絶や硬直化を招くことで、本人の状況変化に合わせた柔軟な支援チームの体制構築が困難になります。



成年後見制度利用促進支援機能検討委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」(公益社団法人 日本社会福祉士会)p.12 図2-4引用・レイアウト修正

上記の図は、制度の利用が必要と判断された後、申立ての準備から後見人等の選任に至るまでのプロセスと、その過程で中核機関が地域連携ネットワークの関係者をつなぎ、調整（コーディネート）する役割を示したものです。

取組ポイント

- ① 地域の多様な関係者による申立ての準備と役割分担の調整
 - 申立ての準備は中核機関だけで完結させるものではありません。本人の日常を支える地域の関係者（家族、民生委員等）や相談支援機関、そして市町村と連携し、「誰が申立てを行うのが本人の利益になるか」を検討し、準備を分担する体制が基盤となります。中核機関は、これらの関係者がそれぞれの役割を適切に果たせるよう、全体を調整するコーディネートを行います。
- ② 「本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断」の場を設定
 - 方針が定まったら、具体的な申立ての準備に入ります。「本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断」は、多職種連携による合議によって行われます。中核機関は、司法・福祉の専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）からの専門的助言やバックアップを受けられる場を設定します。この検討過程では、中核機関や支援関係者の都合で候補者を決めるのではなく、本人の意向や将来の希望をチームで丁寧に汲み取ることができるようファシリテートします。
- ③ 適切な候補者のイメージ共有と受任者調整
 - アセスメントの結果、方針が決定されます。次に、中核機関がコーディネーターとなり、「受任調整」を行います。選任後に本人がメリットを実感できるよう、適切な後見人等の選任に向けた「受任調整」を行います。地域の担い手である専門職団体や市民後見、法人後見実施機関といった多様な担い手の中から、本人に最適な候補者のイメージを関係者と共有し、必要に応じて家庭裁判所とも調整を行います。候補者との事前面接などの機会の必要性を検討し、本人が納得して制度を開始できる環境をチームで整えます。
- ④ 一時的支援の分担と将来の変化を見据えた柔軟な支援体制の構築
 - 中核機関は、後見人の選任を待つ間も本人の生活が途切れることのないよう、関係機関が一時的な支援を分担し合える地域資源の連携体制をコーディネートします。また、制度利用を「開始して終わり」とするのではなく、本人の課題解決や状況変化に応じた後見人等の交代も視野に入れ、将来の変化を見据えた柔軟な支援体制を検討します。このように、長期的な視点を持って本人らしい生活を支え続けるチームが機能するよう、継続的な調整と進行管理を推進することが中核機関の役割です。

目指す姿

- 申立て準備を中核機関だけで完結させず、関係者が連携して役割分担し、本人の利益となる申立て者と支援方針を合議で定められる状態です。中核機関は司法・福祉専門職の助言を得る場を設け、本人の意向・将来希望を踏まえて候補者像を共有し、受任調整し家裁とも調整します。
- 必要に応じて事前面接を行い、本人が納得して制度を開始できる環境を整えます。選任までの一時支援を分担し、変化に応じた交代も見据えて切れ目なく進行管理し、本人らしい暮らしを支えます。

K 本人の判断能力や支援状況の変化に応じた課題の整理が行いやすい体制

本人の心身の状態や判断能力、あるいは周囲の支援環境は時間とともに変化します。これらの変化を捉え、本人にとっての優先課題を再整理できる体制です。

今すぐできる！



取組ポイント

① 課題の見逃し防止

関係機関が持つ情報をシート等に整理し、本人の判断能力低下や生活環境の変化に伴う課題の見逃しがないように整理する。

② 関係機関との課題共有

整理された課題に基づき、受任調整に必要な代理権や支援方針等の検討を行えるように、関係機関で課題を共有する。



<https://www.mhlw.go.jp/content/000503061.pdf>



国研修の演習シートを参照・活用して課題整理と検討をしてみよう！

体制整備不備によるリスク

本人の判断能力や支援状況の変化に応じて、課題を再整理する仕組みがない場合、受任調整の際に、課題が不確かな状況で検討することになる可能性があります。

その場合、具体的な受任調整について検討する前の段階で課題整理に時間を要し、十分な検討ができないリスクが地域に生じます。

→ 時間のロス

目指す姿

中核機関や支援チームが本人の判断能力や支援状況の変化に気づき、受任調整の際に検討すべき課題の棚卸しができる状態です。

シート等を活用して、情報を過不足なく集約して、関係機関で本人の強み等の「できること」と「手助けが必要なこと」が整理されており、受任調整の具体的な検討に時間をかけることができている体制が理想です。

→ 会議が変わる

39

K 本人の判断能力や支援状況の変化に応じた課題の整理が行いやすい体制

試してみよう！



演習ワークシート3 【受任調整シート】項目案 ①

会議日時	年 月 日	参加者
氏名	イニシャルを記入	
本人の意向	☐ 本人情報シート添付 ☐ 本人の意向や今後の生活への希望、特に必要な意思決定支援を記入	
本人にとって必要な支援		
現在の支援体制では対応できない課題		
収支状況	主な収入	月額 おおよそ 円 ()
※分かる範囲で記入	主な支出	月額 おおよそ 円 ()
財産状況	☐ 預貯金 () ☐ 不動産あり () ☐ その他の資産 (株や国債、投資信託など) () ☐ 負債あり () ☐ 財産状況の変動可能性 ()	
予想される後見事務		
申立の妥当性	☐ 成年後見制度利用の必要性有 ☐ 権利擁護支援の方針の再検討 ☐ その他	
診断書	☐ 取得済 (取得日:) ☐ 未取得 (取得予定:)	
予想される類型	☐ 補助 ☐ 保護 ☐ 後見 ☐ 補助・保護の場合、付与要と想定される権限: 1. 代理権の必要性有 2. 取消権の必要性有	
申立人等	☐ 本人支援 ☐ 親族支援 () ☐ 市町村長 () ☐ 知事 () ☐ 裁判官 ☐ 本人や親族の申立支援が得た場合の方針 ()	
利用支援事業	☐ 該当する ☐ 該当しない	
候補者	☐ 親族 () ☐ 市民後見 ☐ 法人後見 ☐ 専門職 具体的に	
候補者に求められること	本人にとって望ましいこと (本人の希望、性別や年代、条件) を記入	
後見人等に必要と思われる支援	☐ 虐待対応の継続 ☐ 精度等	
候補者との事前面接	☐ 要 ☐ 不要 (理由)	
事前面接状況	実施後、日時と本人の様子、意向を記録。候補者の変更が必要な場合には、その旨も記入	
申立状況	申立日	審判到着日 確定日
バックアップ状況	☐ チームの顔合わせ支援 () ☐ 継続支援の必要性の確認 ()	
今後の支援	☐ モニタリング要 (予定日:) ☐ モニタリング不要 (今後は相談、依頼に基づき対応)	

※本人情報シートの記載内容も参考にしながら記入することが有益です。

基本計画 p. 3 の場面⑤「申立て」の受任調整の項目案です。この項目案は、市民後見、法人後見、専門職後見、親族後見のすべてについて検討する前提で提示しているものですが、地域の実状に応じて、この中の一部から取り組むことも考えられます。

成年後見制度の利用についての本人の思いや今後の生活への希望、特に必要と思われる意思決定支援について、まず確認します。本人情報シートの記載内容も参考になります。受任調整の際に、本人情報シートを活用することで、中核機関や支援関係者の都合によって候補者が選定されることがないよう、意識化することができます。

受任調整で、権利擁護支援の方針決定のアセスメント項目案に加え、事例検討をする場合に必要と思われる項目の案です。

権利擁護支援の方針決定のアセスメントで把握された課題と本人の意向をとらえた上で、今後予想される後見事務の内容を検討します。

受任調整の事例検討会議で決定する項目案です。

本人の全体像をとらえたうえで、後見人等候補者について求められることを整理します。資格の有無ということだけではなく、本人のこれまでの生活歴や支援者との関係などから本人の希望を引き出し整理します。

後見人等候補予定者が、実際に本人と会うなどの機会を保障することも重要です。この際、「一度決めたらそれで終わり」のではなく、「何度も見直しのタイミングがあること」を本人に伝えることも、メリットを実感できる制度の運用の上では重要といえます。そのためには、後見開始後のモニタリングが重要となります。

受任調整の事例検討会議後に、記録したり検討したりする項目案です。

チームの顔合わせ支援は、市町村、地域包括支援センターや相談支援事業所と手分けして実施することも考えられます。また、必要に応じて支援の継続、モニタリングについて検討します。

40

本人の意思決定支援と保護の観点から制度の利用適否や他支援へのつなぎ直しを検討する体制

本人の「意思決定支援（本人がどうしたいか）」と「保護（安全・権利を守る）」の両面から、成年後見制度の利用が適切かどうかを問い直し、必要に応じて他の支援へと繋ぎ直す体制です。

取組ポイント

① つなぎ直す必要性の再確認

一度制度利用を検討し始めた事案であっても、本人の意思・意向、また状況変化や経済状況等をアセスメントして、制度の利用以外の支援につなぎ直す必要性を再検討する。

② 意思決定支援の優先

「危ないから後見」といった考えではなく、本人の意向を尊重した支援がどこまで可能かを見極める。

今すぐできる！



参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

受任調整時に、つなぎ直しの必要性を再確認する検討体制が不十分な場合、本来は制度の利用以外の支援で解決できる課題であっても、安易に成年後見制度の利用が強行されてしまう可能性があります。

意思決定支援が十分に確保できていないと、制度開始後に、本人や家族等が制度に対して拒否感や不信感を強めるリスクが地域に生じます。

→ ミスマッチ利用

目指す姿

本人の状況の変化に対し、中核機関や関係機関が「今の本人にとっての最善は何か」を、制度の枠組みに縛られずに議論できている状態です。

意思決定支援を軸に、法的な保護と柔軟な社会資源の活用がバランスよく選択され、必要な人に必要な制度や支援が提供されることで、本人の権利が最小限の制限で最大限に守られている体制が理想です。

→ 最小限最大保護

41

和歌山県 白浜町

～既存の会議を活用した受任調整及び訴訟リスクへの対応～

該当する体制

K

L

M

N



取組内容

- 受任調整会議は以下の3つの会議を活用している。
- 検討内容は、親族、財産状況等の把握・共有、課題整理、権利擁護支援の検討（成年後見制度利用要否等）、後見申立ての確認（申立者、類型、後見人属性の検討）等である。
 - ① ケース検討会議（随時開催）
ケアマネジャーが開催する担当者会議や個別支援会議に中核や候補者が入り上記の内容※を検討
 - ② 受任調整会議（定例月1回）
中核機関の実務者レベルによる定例会議において上記の内容を検討
 - ③ コアメンバー会議（随時開催）※管理職含む
市町村長申立てが適当な場合、申立ての要否や支援方針の決定
- 虐待事案や措置が絡む困難事例において、行政管理職による「コアメンバー会議」と、弁護士・司法書士等による「専門部会（個別ケース検討会）」を組み合わせで開催している。



ポイント

- 専門職の位置づけを明確にし、行政が責任を持って判断するための「バックアップ」として司法の知恵を借りる、という明確な役割分担を行っている（専門職にお任せにしない）。

M 支援方針検討前に、制度の内容等を本人に事前に説明できる体制

支援方針を決定する前の段階で、本人に対して成年後見制度の仕組みや利用による影響（法的権限、費用、生活の変化等）を、本人の理解力に合わせて丁寧に説明する体制です。

取組ポイント

① 本人が納得した上での利用

本人の知らない間に手続が進むことを防ぎ、制度利用について本人が納得した上で利用できるようにする。

② メリット・デメリットが理解できるような工夫

成年後見制度の仕組みや利用による影響（法的権限、費用、生活の変化等）について、本人の理解力に応じて説明し、メリット・デメリットを踏まえた納得のある判断につながるよう工夫する。

今すぐできる！



参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

事前の説明がないまま手続が進むと、本人が「自分の人生を勝手に決められた」と受け止め、被害感や不信感を抱くおそれがあります。

こうした認識は、後の後見人等との信頼関係の構築を妨げ、着任後の支援チームの円滑な形成・運営にも影響を及ぼすリスクがあります。

→ 納得感欠如

目指す姿

本人が制度の内容を正しく理解した上で、自らの意思により「利用する」又は「他の方法を検討する」という選択に関与できている状態です。

そのための説明のプロセス自体が、本人の意思決定を支える重要な権利擁護の支援策として機能し、手続の開始前から本人の尊厳が一貫して尊重されている体制が理想とされます。

→ 理解に基づく選択

春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター

～周辺支援者を主役とする「個別支援会議」型の受任調整～

該当する体制

K L M N



取組内容

- 形式的な「受任調整委員会」をあえて設けず、ケアマネジャーやヘルパー等、本人に最も近い支援者を集めた会議に中核機関が出席したり、その場を活用させていただいたり（コーディネート）して、その中で支援方針の検討、受任調整を行っている。
- 支援者が主体の会議で、本人の真の課題やニーズを検討することで、支援者が本人を支援するチームの主体であることを意識してもらうことを重視している。



ポイント

- 専門職後見人はどうしても頻回な支援が難しい場合もある。そうしたことも踏まえ、本人を支える支援者と候補者が、お互いにできること／できないこと、期待すること等を、中核機関が間に入って伝えあう機会を持つことを重視している。
- そうした機会をもち、選ばれた後見人等就任後、再度役割を確認する機会をもつことで、チームが機能することを可能としていると考える。

N 支援方針検討前に、本人の意向を確認する機会を設けられる体制

支援の方針を専門職や関係機関だけで決めてしまうのではなく、その検討に先立って、本人が「今後どのような生活を送りたいか」「何を大切にしたいか」という意向を表明できる場や機会を確保する体制です。

取組ポイント

① 意思形成の支援

本人が自分の考えをまとめられるよう、対話を通じて本人の「選択」や「価値観」を丁寧に聴き取ります。

② 多角的なアセスメント

ツール等を活用して、言葉による表現が困難な場合でも、表情やしぐさ、過去の生活歴を知る人からの情報などを手がかりに、本人の意向を多角的に捉えます。

今すぐできる！



参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

本人の意向を確認するプロセスが欠如していると、支援者が「本人のため」という名目で、安全や管理のしやすさを優先した方針を決定してしまう可能性があります。

本人の「今後どのような生活を送りたいか」「何を大切にしたいか」といった意向が十分に反映できない支援につながる恐れがあります。

→ 管理優先支援

目指す姿

支援方針を検討する会議の前に、必ず本人の声が聴き取られ、それが検討資料の最も重要な情報として共有されている状態です。

本人が「自分の人生について、自分が主体となって考えている」と実感できるような関わりが支援チームの関係者によって実践されており、その意向が最大限に尊重された検討ができていく体制が理想です。

→ 人生の主人公は本人

45

静岡県 島田市 島田市成年後見支援センター

～広域共通「アセスメントシート」による本人の意思・価値観の可視化～

該当する体制

K

L

M

N



取組内容

- 近隣自治体（3市1町）で共通化したアセスメントシートを作成、活用している。
- シートには、単なる身体状況や財産情報だけでなく、「本人の想いや価値」を大切にするための項目（三島市の価値観シートを参考）を盛り込んでいる。
- 「今後の生活の意向」「大切にしていること」「困っていること」「支援者をお願いしたいこと」について、支援者等が分かりやすく要約して書くのではなく、本人のありのままの言葉で記入することをルール化している。



ポイント

- 中核機関がこのシートを用いて多角的に分析することで、単なる職種の検討ではなく、本人の人となりや課題に最も合致した「人」のマッチングをすることが可能となっている。
- 権利擁護支援の検討、受任調整、成年後見人等選任後の支援チームの再構築、それぞれのタイミングでアセスメントシートを活用することで、本人を中心に置いた支援方針の検討ができていく。

46

○ 本人の意向や状態、親族関係等を踏まえて、市町村長申立ても含めた申立人の調整が行える体制

成年後見制度の利用を開始するにあたり、誰が申立人となるのが本人にとって最善かを、多角的な視点から検討・調整する受任調整の体制です。

取組ポイント

① 本人の意向を踏まえた負担の調整と合意形成

申立てに伴う実務的な負担や候補者の検討について、本人の意向を尊重しながら関係者間で役割を調整し、納得感のある合意形成を図ります。

② 市町村長申立て以外も含めた困難事例の共有・検討

支援方針の整理が難しい事例等、市町村長申立てに該当しない事例も含め、関係者が検討・共有できる会議の場を設定します。

今すぐできる！



参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

受任調整体制が不十分な場合、申立てに伴う実務負担や候補者の検討に関する役割分担・合意形成が進まず、申立て準備が長期化する恐れがあります。

また、支援方針の整理が難しい事例等について、市町村長申立てに限らず関係者間で共有・検討する場が確保されないと、必要な論点整理や対応方針が定まらず、申立ての最も適切なタイミングを損なうリスクがあります。

→ 検討の場不足

目指す姿

本人の状況に応じて、申立てが最も適切なタイミングで選択されている状態です。

中核機関が調整役となり、家庭裁判所や地域の関係機関と情報を共有しつつ、申立てに伴う実務負担や候補者検討に関する役割分担・合意形成を図り、必要な論点整理と対応方針を速やかに整えられる体制が理想です。

→ タイミング最適

47

静岡県 島田市 島田市成年後見支援センター

～三士会との定例「部会」による多角的検討と迅速な受任調整～

該当する体制

O

P



取組内容

- 毎月1回、弁護士・司法書士・社会福祉士（三士会）が参画する「島田市権利擁護推進協議会部会」を定例開催している。
- 受任者の選定だけでなく、支援方針に迷う困難事例についても、初期段階から専門職が相談に乗る体制を構築している。
- こうした日常的に相談できる仕組みを整えることで、専門職に「決まった内容を依頼する」関係から、検討過程を共有する「チームの一員」へと関係性を深化させることを目的としている。



ポイント

- 部会は決定機関ではなく、専門職と支援機関がともに個別事例を協議する場となっており、司法と福祉のグレーゾーンにある課題に対しても、チームで納得感を持って方針を決定できる点が非常に重要と考えている。
- 部会において、アセスメントシートを活用し、参加者が同じ理解で協議できるようにしている。
- 受任調整後は中核機関が「受任結果シート」をまとめ、支援チームで検討のプロセスが共有できるようにしている。

48

P 診断書や本人情報シートなど必要書類の収集や申立書に記載する情報の整理等を関係機関で役割分担できる体制

成年後見制度の申立てには、医師の診断書や「本人情報シート」、財産目録など、多岐にわたる書類の準備が必要です。支援チームの関係者が連携して役割を分担し、円滑に書類を整えられるように支援し、申立て準備の遅延を防ぐ体制です。

取組ポイント

① 情報の集約と整理

中核機関が調整役となり、各機関が収集した情報を集約・整理した上で、申立書に必要な事項を漏れなく取りまとめることで、申立て準備の手戻りを防ぎ、手続を円滑化する。

② 申立てまでの期間短縮に向けた連携

例えば、医療機関を含む関係機関が連携し、診断書の依頼・作成・受領等の手続や必要情報の共有を円滑に行うことで、申立てまでの期間短縮を図る。

今すぐできる！



参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

役割分担が不明確な場合、煩雑な書類の収集・作成が大きな障壁となり、申立て準備が長期化する恐れがあります。

その結果、本人の権利擁護が必要な状態であるにもかかわらず必要な支援の開始が遅れ、権利侵害につながるおそれや生活上の不利益が拡大するリスクが地域に生じます。

→ 申立準備長期化

目指す姿

申立て準備の各段階において、「誰が何を行うか」が明確化され、関係機関間で共有されている状態です。

地域の医療・福祉・行政・司法の関係者が連携して必要情報を適時に集約・整理し、本人の尊厳を守るための支援の引継ぎが滞りなく行われ、申立てが適切なタイミングで開始できる体制が理想です。

→ 段取りが見える

49

宮崎県 延岡市・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町 延岡・西臼杵権利擁護センター（再掲）

～「成年後見制度（法定）申立てマニュアル（延岡・西臼杵版）」の作成～

該当する体制

O

P



取組内容

- 一次相談窓口（地域包括支援センター、行政等）が、制度の必要性判断から申立て前までに必要な相談対応を適切に行えるよう、実務の指針となる「延岡版・西臼杵版申立マニュアル」を作成・運用している。
- 現場の誰もが迷わず活用できるよう、申立ての流れや判断基準を視覚的に分かりやすく整理した内容としている。
- 作成にあたって、行政と中核機関が共に各包括支援センターを戸別訪問して実態を把握し、3年かけて現場の課題を丁寧に吸い上げたプロセスがある。



ポイント

- 事務手続や費用だけでなく、「一次窓口と二次窓口（中核機関）の役割分担」を明文化したことで、人事異動の多い町村部においても専門性を組織的に維持し、円滑な業務承継を可能にする教育ツールとしても有効に機能している。



50

支援方針に基づいて、課題や役割、後見類型、代理・同意行為、財産状況等の整理を行う体制

これまでのアセスメントやケース会議で導き出された「支援方針」を、具体的な申立て内容や、その後の実務的な支援体制へと落とし込むプロセスを整理する体制です。

取組ポイント

① オーダーメイドの権限設定

代理行為目録や同意行為目録を参照し、後見類型の選択や、具体的な代理権・同意権の範囲を慎重に検討します。

② 役割と課題の明確化

後見人等が担うべき役割と、福祉・医療関係者が担うべき役割を整理し、支援の重複や漏れを防ぎます。

今すぐできる！



まずは代理行為目録等を手元において
どのような代理権等が必要になるのか
を考える習慣をつくりましょう

体制整備不備によるリスク

支援方針を申立て内容（後見類型・権限設定）や着任後の支援体制に十分落とし込めないまま申立てが進むと、本人の実情に適合しない類型や権限が設定される恐れがあります。

また、後見人等と福祉・医療関係者が担う役割と課題の整理が不十分な場合、支援の重複や漏れ、対応の遅れが生じ、支援方針に沿った支援体制が構築できないリスクが生じます。

➡ 権限設定ズレ

目指す姿

本人の「意思」と「生活の実態」に基づき、法的な権限と福祉的な支援がパズルのように過不足なく組み合わせられている状態です。

中核機関が調整役となり、申立ての段階で「誰が、何を、どこまで守るのか」が明確に可視化されていることで、後見人等と支援チームの関係者が迷いなく連携を開始できる体制が理想です。

➡ 守る範囲見える

紀の川市 権利擁護センター「架け橋」

～「内部ガイドライン・支援方針受任調整シート」に基づく
「支援調整委員会」での専門的な方針決定～

該当する体制

O

R

S

T

U



取組内容

- ・ 専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）や福祉関係機関が集まり「支援調整委員会」を開催している。
- ・ 「調査票」に基づき、本人の判断能力や課題を提示し、支援方針と受任調整をセットで検討している。
- ・ 支援に繋ぐまでの迅速化を図るため、「内部ガイドライン」を実施し、支援調整委員会に諮る必要があるか精査し、必要性のない案件は、スムーズに日常生活自立支援事業・日常金銭管理等事業（独自）・生活困窮自立相談支援事業等の権利擁護支援を開始している。



ポイント

- 多角的な視点で支援方針を検討することで、成年後見制度だけでなく、本人の状態に最も適した手段で支援を開始することで、目詰まりが解消できる。
- 検討に用いる「受任調整シート」の項目を家裁の代理行為目録と合致させており、専門職が「後見人はどのような役割を果たすべきか」を即座に判断できる構成にしている点にある。
- 文章で支援の必要性を記載するよりも、緊急性、金銭管理などの項目にどれだけチェックが入っているか、という統一した視点で方針を検討することができる。
- これにより、家裁への情報提供も極めてスムーズになり、推薦した候補者の選任率を高めている。

[illegible]



(別紙)

【保佐 補助用】

代 理 行 為 目 録

※ 下記の行為のうち、必要な代理行為に限り、該当する部分の□にチェック又は必要な事項を記載してください(包括的な代理権の付与は認められません。)

※ 内容は、本人の同意を踏まえた上で、最終的に家庭裁判所が判断します。

1 財産管理関係

(1) 不動産関係

- ☐ ① 本人の不動産に関する(☐ 売却 ☐ 担保権設定 ☐ 賃貸 ☐ 警備 ☐ _____)
契約の締結、更新、変更及び解除
- ☐ ② 他人の不動産に関する(☐ 購入 ☐ 借地 ☐ 借家) 契約の締結、更新、変更及び解除
- ☐ ③ 住居等の(☐ 新築 ☐ 増改築 ☐ 修繕(樹木の伐採等を含む。) ☐ 解体
☐ _____) に関する請負契約の締結、変更及び解除
- ☐ ④ 本人又は他人の不動産内に存する本人の動産の処分
- ☐ ⑤ _____

(2) 預貯金等金融関係

- ☐ ① 預貯金及び出資金に関する金融機関等との一切の取引(解約(脱退)及び新規口座の開設を含む。)
- ※ 一部の口座に限定した代理権の付与を求める場合には、③に記載してください。
- ☐ ② 預貯金及び出資金以外の本人と金融機関との取引
(☐ 貸金庫取引 ☐ 証券取引 ☐ 保護預かり取引 ☐ 為替取引 ☐ 信託取引
☐ _____)
- ☐ ③ _____

(3) 保険に関する事項

- ☐ ① 保険契約の締結、変更及び解除
- ☐ ② 保険金及び賠償金の請求及び受領

(4) その他

- ☐ ① 以下の収入の受領及びこれに関する諸手続
(☐ 家賃、地代 ☐ 年金・障害手当・生活保護その他の社会保障給付
☐ 臨時給付金その他の公的給付 ☐ 配当金 ☐ _____)
- ☐ ② 以下の支出及びこれに関する諸手続
(☐ 家賃、地代 ☐ 公共料金 ☐ 保険料 ☐ ローンの返済金 ☐ 管理費等
☐ 公租公課 ☐ _____)
- ☐ ③ 情報通信(携帯電話、インターネット等)に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払
- ☐ ④ 本人の負担している債務に関する弁済合意及び債務の弁済(そのための調査を含む。)
- ☐ ⑤ 本人が現に有する債権の回収(そのための調査・交渉を含む。)
- ☐ ⑥ _____

2 相続関係

※ 審判手続、調停手続及び訴訟手続が必要な方は、4⑤又は⑥についても検討してください。

- ☐ ① 相続の承認又は放棄
- ☐ ② 贈与又は遺贈の受諾
- ☐ ③ 遺産分割又は単独相続に関する諸手続
- ☐ ④ 遺留分減殺請求又は遺留分侵害額請求に関する諸手続
- ☐ ⑤ _____

3 身上保護関係

- ☐ ① 介護契約その他の福祉サービス契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ☐ ② 介護保険、要介護認定、障害支援区分認定、健康保険等の各申請(各種給付金及び還付金の申請を含む。)及びこれらの認定に関する不服申立て
- ☐ ③ 福祉関係施設への入所に関する契約(有料老人ホームの入居契約等を含む。)の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ☐ ④ 医療契約及び病院への入院に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ☐ ⑤ _____

4 その他

- ☐ ① 税金の申告、納付、更正、還付及びこれに関する諸手続
- ☐ ② 登記・登録の申請
- ☐ ③ 個人番号(マイナンバー)に関する諸手続
- ☐ ④ 住民票の異動に関する手続
- ☐ ⑤ 家事審判手続、家事調停手続(家事事件手続法24条2項の特別委任事項を含む。)、訴訟手続(民事訴訟法55条2項の特別委任事項を含む。)、民事調停手続(非訟事件手続法23条2項の特別委任事項を含む。))及び破産手続(免責手続を含む。)
- ※ 保佐人又は補助人が上記各手続について手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者であるときに限ります。
- ☐ ⑥ ⑤の各手続について、手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者に委任をすること
- ☐ ⑦ _____

5 関連手続

- ☐ ① 以上の各事務の処理に必要な費用の支払
- ☐ ② 以上の各事務に関連する一切の事項(戸籍謄抄本・住民票の交付請求、公的な届出、手続等を含む。)

R 本人が抱える課題解決後の後見人等交代の方向性を検討する体制

後見制度の利用開始時に存在する特定の課題を見据え、課題が解消された後に本人の状況に応じて適切な受任者へ円滑に交代できるよう、交代の可能性・条件・引継ぎの方法をあらかじめ整理・検討しておく体制です。

取組ポイント

① 「切れ目のない支援」のためのバトンパス

受任調整の段階で、専門的な法的課題の解決後には身上保護を重視する受任者へ移行する等、将来の役割転換を見据えた引継ぎ方針を共有し、円滑に交代できるようにする。

② 意思決定支援の継続

受任者が変わっても、本人が大切にしている価値観や意思決定支援の経過が途切れないよう、支援チームが記録・共有の仕組みを通じて情報を引き継ぎ続けます。

今すぐできる！



参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てみましょう。

体制整備不備によるリスク

交代の検討体制がない場合、特定の課題が解決して役割を終えたはずの受任者が、そのまま事務を継続することになります。

その結果、本人の現在の生活ニーズ（きめ細かな身上保護など）に対応しきれなくなったり、本人の状況に対して過剰な専門性が維持されたままになったりと、支援のミスマッチが生じる可能性があります。

→支援ミスマッチ

目指す姿

本人のライフステージや課題の解決状況に応じ、必要に応じた受任者の見直し（交代）が円滑に行われ、常に「今の本人」に適した後見人等による支援が確保されている状態です。

中核機関が支援チームと連携し、受任調整段階から交代の可能性・条件・引継ぎ方法を共有して、適切なタイミングを逃さず移行でき、担当者が変わっても安心感が続く体制が理想です。

→安心が続く

55

よこはま成年後見推進センター

～受任後のチーム支援を見据えた「候補者調整会議」の運営～

該当する体制



取組内容

- 候補者調整会議において、単に適任者を選ぶだけでなく、「後見人に就任後、どのような役割を期待するか」「地域の既存の支援チームのメンバーとどう役割分担するか」を整理している。
- この内容は候補者調整会議の結果報告書として家庭裁判所に提出され、家庭裁判所の選任にとっても重要な検討材料になっている。



ポイント

- 裁判所への推薦という司法手続のプロセスを、同時に「地域チームの顔合わせと役割分担の確認」という福祉的プロセスとして機能させていること、選任後のトラブル（不作為や連携不足）を未然に防ぐことも可能としていることがポイントといえる。
- 同時に、候補者調整会議の後、申立て前に、本人と候補者との顔合わせ（事前マッチング）の機会を設けており、後見人等就任後のミスマッチを防ぐ意味でも効果的な取組と考えている。

56

S 地域の担い手(専門職後見、市民後見、法人後見等)の状況を踏まえて受任調整が検討できる体制

本人の心身の状態、判断能力、支援環境は時間とともに変化します。これらの変化を適切に把握し、本人にとっての優先課題を再整理したうえで、最適な担い手につなぐことができる体制です。

取組ポイント

① 受任候補者の確保・可視化

弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職後見、市民後見、法人後見等について、担い手の名簿・受任可能枠・専門性・対応可能圏域等を整理し、定期的に更新する。

② アセスメントとマッチング

複雑な法的課題や紛争性が高い場合は専門職後見を、見守りや生活支援との連携が重要な場合は市民後見・法人後見を含めて検討し、本人に最適な支援体制となるようコーディネートを行う

今すぐできる！



参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

調全体制が不十分な場合、本人の実情に合わない受任者が選任され、本人意思の反映や身上保護の観点で不利益が生じる可能性があります。

また、担い手の稼働状況や受任可能枠が可視化されていないと、申立てを行っても「受任者がいない」ことを理由に手続が停滞し、本人の権利擁護が及ばない空白期間が生じるリスクがあります。

→ 支援空白期間発生

目指す姿

中核機関が地域での担い手（専門職・市民・法人）の受任状況・受任可能枠・専門性を的確に把握し、本人ニーズ評価に基づくマッチング案を整理できている状態です。家庭裁判所にも、本人状況と必要支援、担い手の適合性を整理して情報提供し、適時適切な受任者につながる状態を目指す。本人がどのような状況でも、常に最適な候補者が選ばれる安心のネットワークが構築された体制が理想です。

→ 最適マッチング

57

宮崎県 延岡市・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町 延岡・西臼杵権利擁護センター

～「チーム会議」の先行実施による役割分担の明確化～

該当する体制



取組内容

- ・ 後見人等の就任が内定した段階で、中核機関が、関係者が集まるチーム会議をコーディネートしている。
- ・ ここで後見人等ができること、できないこと、それぞれのチームメンバーの役割分担等について確認し、あらかじめ認識を共有する機会を設けている。



ポイント

- ・ 「チーム会議」を開催することで、中核機関が「後方支援の砦」として常に存在し続けることを支援チームと後見人の双方に明示している。
- ・ このことにより、後見人等も支援チームのメンバーも、安心してチームとして支援を開始できる環境を整えることになっている。

58

T 関係機関が、後見人等選任までの一時的な支援を分担できる体制

成年後見制度の申立てから、実際に家庭裁判所で後見人等が選任されるまでの数ヶ月間、支援の空白が生じないよう、地域の関係機関が協力して本人を支える体制です。

取組ポイント

① 役割の暫定的な整理

中核機関が、選任までの期間に誰がどのような支援（見守りや緊急の対応等）を担うかを調整して整えます。

② 意思決定支援の継続

後見人等が決まるまでの間も、本人の意向を丁寧に汲み取り、それを後の後見事務に引き継げるよう、日常的な関わりを持つ支援チームの関係者が情報を蓄積します。

今すぐできる！



参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

選任までの支援体制が整っていない場合、その期間に重要な契約や支払いが滞るほか、医療・福祉サービスの利用調整が遅れ、生活の維持に支障が生じる恐れがあります。

また、後見人等が未選任のため法的代理を要する対応が困難となり、空白期間に消費者被害や虐待が進行しても迅速な是正につながりにくいというリスクが地域に生じます。

→ 生活維持支障

目指す姿

申立てから選任までの期間が単なる待機ではなく、本人の意向把握、リスク低減、支援チーム形成、情報整理を進める「準備期間」として機能している状態です。

本人は「誰かが支えている」という安心感の中で過ごせており、選任と同時に後見人等を中心とする支援チームへ円滑に移行し、質の高い権利擁護支援が速やかに開始される体制が理想です。

→ 待機が準備に

59

春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター

～「成年被後見人及び市長申立中の方の支援ガイドライン」の作成～

該当する体制

O

R

S

T

U



取組内容

- 令和7年4月、市と中核機関とで、市長申立て期間中（後見人等が選任されるまでの間）に、支援者が不安をいのかずに支援を行ってほしいという目的で作成したものである。
- そのなかでも、「緊急時対応事前確認書」は、医療機関や福祉施設と連携し、急変時の対応や延命処置、さらには死後の安置場所等の意向をあらかじめ書面化する「緊急時の事前確認書」を運用している。
- 市長申立て案件のみならず、身寄りのない在宅高齢者等のアセスメントツールとしても活用されている。



ポイント

- 本人の意思を確認できるうちに「書面化」し、チームで共有することで、法的な「同意権」がなくとも、根拠のある「意思推定」に基づいた迅速な対応を可能にすることを重視して作成した。
- これは、支援者が最も困るポイントでもあったので、支援者の不安を解消し、結果的に本人にとっての不利益を解消することにつなげることを重視している。

成年被後見人及び市長申立中の方の
支援ガイドライン

令和7年4月
春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター
春日井市

60

U 本人と後見人等候補者が、必要な場合に面談できる体制

後見人等が正式に選任される前に、本人と候補者が直接会い、相性や人柄を確認し合う機会の必要性を検討する体制です。（最終的な選任は家庭裁判所の判断であることを前提に、面談結果は本人の意向として整理）

取組ポイント

① 「顔の見える」信頼関係の構築

本人が「自分のことを任せる相手」を事前に知ることは安心感につながります。候補者も、本人の表情や生活環境を把握することで、本人本位の支援方針を検討する一助になります。

② 意思決定支援の具体化

本人の同意や守秘に配慮しつつ、候補者に対して大切にしていることや不安を直接伝える場を設けることで、選任後の後見事務が円滑になります。

今すぐできる！



参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

面談の機会の必要性を検討する体制がないと、本人は「知らない人に勝手に人生を決められる」という不安や拒絶感を抱いていた場合、その後の後見人等が信頼関係を形成することが難しくなる恐れがあります。

また、候補者が本人の価値観や生活上の配慮点を十分に把握しないまま支援が開始され、本人の意向が反映されにくい支援に陥るリスクも高まります。

→ 信頼形成困難

目指す姿

本人が納得感を持って後見人等を迎え入れ、両者の間に「共に歩むパートナー」としての基礎的な信頼が築かれている状態です。

中核機関が調整役となり、面談を通じて本人の意思や価値観が候補者に伝わることで、選任後すぐに本人本位の支援が開始できるような体制が理想です。

→ 信頼の土台づくり

61

和歌山県 白浜町

～ミスマッチと苦情を未然に防ぐ「原則事前マッチング」の実施～

該当する体制



取組内容

- ・ 申立て前の段階で、本人と後見人等候補者が顔を合わせる「事前マッチング」を原則としている。
- ・ 本人や家族の納得感を確認した上で申立てに進む仕組みである。
- ・ 本人と後見人等候補者の相性は極めて重要と考え、虐待等緊急事案の場合を除き、申立て前には原則事前マッチングを行っている（ミスマッチ及び苦情の防止）。



ポイント

- ・ 様々な会議体を活用し、本人、家族、支援チーム、候補者を含め申立て前に権利擁護支援チームの形成支援も同時に行う（課題の共有、役割分担等）
- ・ また、1回で受容できない場合は3回通うなど、納得いくまで調整を重ねる。これが、受任後のチーム運営における信頼関係の土台となっている。

62



取組内容

- 候補者調整（マッチング）に際し、単なる書類選考に留まらず、候補者、本人、ケアマネジャー、相談支援員等が参加する「顔合わせ（現在は主にオンライン）」を必須としている。
- 独自の「受任候補者選定に関する資料」を用い、本人の意向（好きなこと・嫌いなこと等）や、後見人に期待する具体的な業務（身元保証・財産管理等）を事前に見える化している。



ポイント

- 本人が候補者を直接確認し、候補者側も受任後の生活支援を具体的にイメージしてから申し立てる「納得感」を重視している。

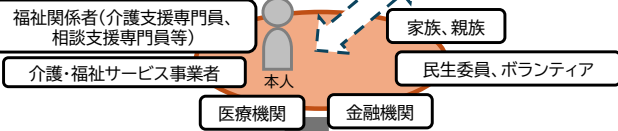
権利擁護支援チームの自立支援機能の強化に向けた取組ポイント 目次

権利擁護支援チームの自立支援機能の概要p65-68

支援 チームの 開始支援	V	後見人等が加わった支援チームが、申立て後に支援方針や役割を共有できる体制	P69
	W	制度利用開始時に、支援チームのモニタリング時期を設定できる体制	P73
	X	制度利用開始時に、支援チームのバックアップ支援の可否を検討できる体制	P75
支援 チーム 開始後の 必要に 応じた 支援	Y	後見人等や関係者が支援に関する相談や助言を受けられる体制	P77
	Z	支援チームの自立状況を定期的に確認し、支援の終結や再支援を判断できる体制	P79

現状

- 本人と後見人等の関係がうまくいかなかったり、相当期間が経過した後も、本人や本人を支える家族等と後見人等との間に信頼関係が形成されていない場合



- 本人の判断能力が回復しない限り、後見等が継続する
- 本人等と後見人等との間に信頼関係が形成されていないという情報が、家裁にきちんと伝わらない
- 後見人等に不正な行為等の任務に適しない事由がない限り、後見人等が解任されない

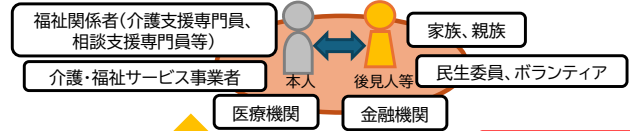
- メリットが実感できない制度利用と制度への不満
- 制度利用前の生活との分断
- 本人の意思決定支援や身上保護が重視されない後見活動の結果的な継続
- 本人の権利擁護が適切に行われない状態の継続

目指すべき姿

本人を後見人等とともに支える「チーム」による対応

- 本人と後見人等の関係がうまくいかなかったり、相当期間が経過した後も、本人や本人を支える家族等と後見人等との間に信頼関係が形成されていない場合

他の支援体制への切替えが望ましいと考えられる場合



地域の相談機関によるモニタリング
権利擁護支援チームへの支援

- 市町村担当者
- 医療・福祉関係者
- 市民後見人等
- 法人後見実施機関

中核機関

- 専門職団体
弁護士
司法書士
社会福祉士等



必要に応じて
情報共有
新しい候補者の推薦等

- チーム支援やモニタリングの適切性の検討
- 不正可能性や後見人等の交代についての検討

利用者がメリットを
実感できる成年後見
制度の利用

上記の図は、成年後見人が選任された「後」の場面において、本人が地域で安定した生活を送り続けられるよう、支援チームが適切に機能し、自立していくためのプロセスのイメージを示したものです。

取組ポイント

① 新しい支援チームとしてのスタートと方針の共有

- 後見人が選任された直後が、新しい支援チームの始まりです。まず重要なのは、新しく加わった後見人と既存の支援者が、本人の意思を尊重した支援方針やそれぞれの役割をしっかりと共有できる体制（V）を整えることです。
- この段階で、後見活動がスムーズに進むよう、支援チームのバックアップ支援がどの程度必要かを検討する体制（W）を構築します。すべてのケースに中核機関が深く関わり続けるのではなく、チームの習熟度や事案の困難度に応じて、関わり方の強弱を見極めることが大切です。
- あわせて、チームの状況を確認するためのモニタリング時期をあらかじめ設定できる体制（X）を整えておくことで、計画的な見守りが可能になります。

② 日常的な相談・助言とバックアップ

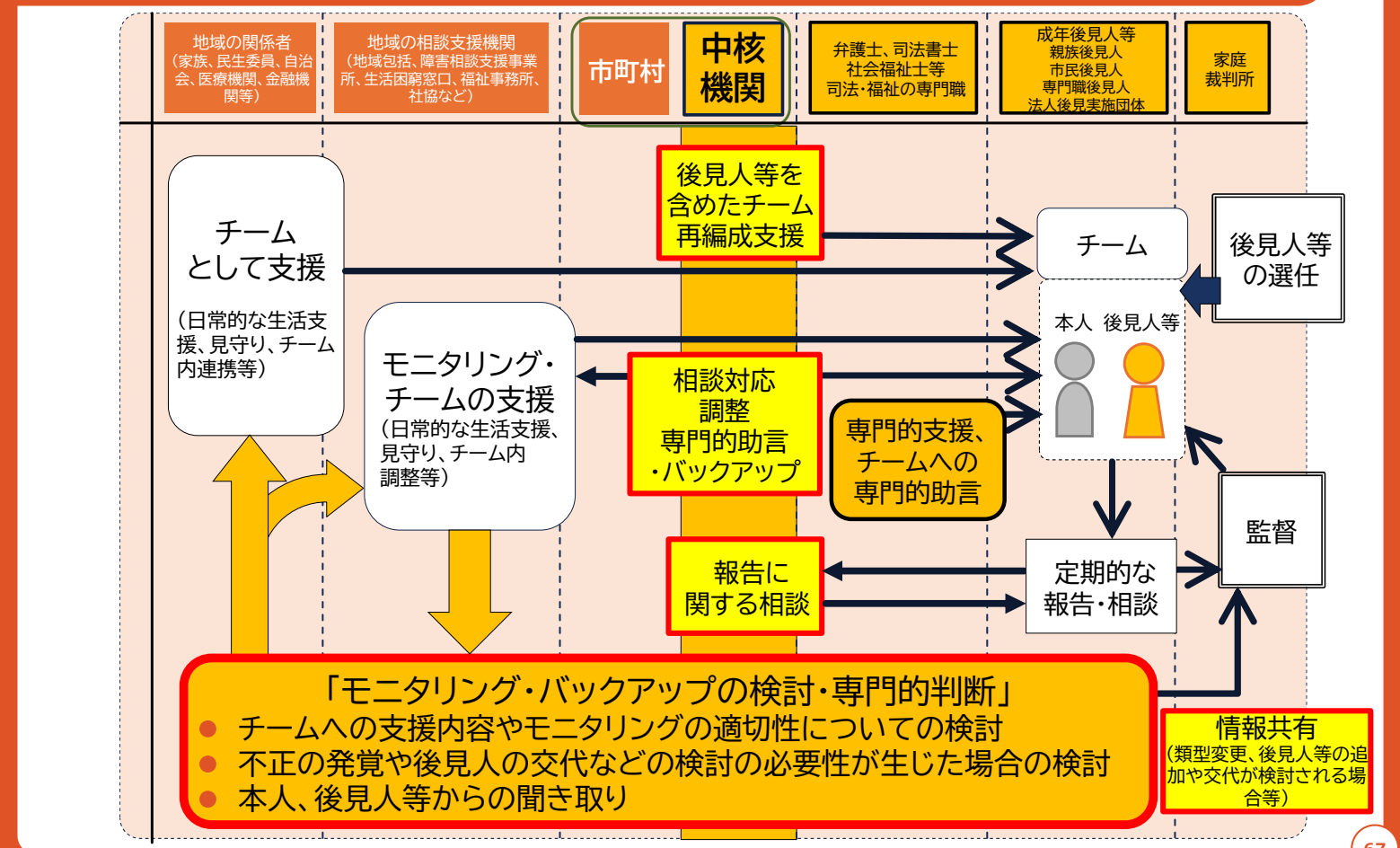
- 支援が始まると、本人と後見人の関係性や、身上保護のあり方などで課題が生じることがあります。
- こうした際、後見人や福祉関係者が孤立しないよう、中核機関や司法・福祉の専門職からいつでも相談や助言を受けられる体制（Y）が必要になります。「専門的助言・バックアップ」の矢印がこれに該当します。
- 中核機関が自ら会議を主催するだけでなく、既存の会議（地域ケア会議やサービス担当者会議など）に出向き、権利擁護の視点から助言を行うことで、地域全体のネットワークを強化していきます。

③ チームの自立状況確認と再支援を判断できる体制が「終わることができる後見」への準備につながる

- 今後の法制度改正を見据えると、「一度始まったら一生続く」というこれまでのイメージから、必要性がなくなれば「終わることができる」制度への転換が重要になります。
- そのため、支援チームの自立状況を定期的に確認し、支援の終結や、逆に課題が複雑化した際の再支援を判断できる体制（Z）が求められます。
- 「目指すべき姿」に示されているように、本人と後見人の信頼関係や後見活動の適切性をモニタリングし、必要に応じて家庭裁判所と双方向の情報共有を行うことで、メリットを実感できる制度利用を継続的に支えていくことが、自立支援機能のポイントです。

体制整備不備によるリスク

- 支援チームの方針共有やモニタリング体制が不十分だと、本人との関係悪化を把握できず、不適切な支援が見逃されるリスクが地域に生じます。
- 助言やバックアップの仕組みが未整備だと、バックアップの必要な支援チームが孤立して、支援チームの不具合が深刻化する恐れがあります。



成年後見制度利用促進支援機能検討委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」(公益社団法人 日本社会福祉士会)p.12 図2-4引用・レイアウト修正

上記の図は、後見人が選任された「後」の場面において、中核機関が地域の関係機関や専門職と連携して、どのように本人と後見人を支え、チームを自立させていくか、その調整（コーディネート）の役割を示したものです。

取組ポイント

- ① 後見人を含めた「新しい支援チーム」の再編成
 - 後見人の選任はゴールではなく、新しいチーム活動のスタートです。中核機関は、新たに加わった後見人と、以前から本人を支えてきた地域の関係者や相談支援機関を繋ぎ、「後見人を含めたチームの再編成支援」をコーディネートします。
 - ここでは、本人の意思を尊重した支援方針を共有できる体制を整え、チーム全体で本人らしい生活を支える基盤を作ります。
- ② 地域連携ネットワークによる日常的な見守りと専門的バックアップ
 - 日々のモニタリングや日常的な生活支援は、中核機関がすべてを直接担うのではなく、地域の相談支援機関（地域包括、社協等）や関係者が中心となって行います。
 - 中核機関はコーディネーターとして、これらの機関からの「相談対応や調整」を行い、必要に応じて司法・福祉の専門職から「専門的な助言・バックアップ」を受けられる環境を整えます。これにより、後見人や福祉現場が孤立することなく、地域全体で権利擁護を支える体制を構築します。
- ③ モニタリング・バックアップの検討と専門的判断
 - 「モニタリング・バックアップの検討・専門的判断」は、支援チームの自立状況や支援の適切性を客観的に確認する重要なプロセスです。中核機関は、定期的なモニタリング体制を通じて情報を収集し、関係者との合議により以下の検討を行えるように調整します。
 - 支援内容の適切性：本人の意欲や意向等の変化に応じた、後見事務方針の見直し。
 - 類型変更や後見終了の検討：本人の判断能力の回復や環境変化に伴う、類型変更や後見終了の可能性の検討。
 - 後見人の交代・追加：信頼関係の構築状況や不正の有無に応じた、家庭裁判所への情報共有や新しい候補者の推薦。
 - このように、中核機関が多様な関係者の連携を調整することで、本人がメリットを実感できる制度利用を継続的に支えています。

目指す姿

- 後見人等の選任を新たな支援チームの出発点と捉え、中核機関が後見人等と地域の関係者・相談支援機関をつなぎ、本人の意思に基づく支援方針を共有します。見守りは地域資源が担い、中核機関は相談・調整のハブとして専門的助言・バックアップを確保します。
- 定期モニタリングで方針見直し、類型変更・終了、交代・追加を合議で検討します。チームの自立状況も点検し、関与の要否や終結・再支援を判断できます。これにより孤立を防ぎ、本人がメリットを実感しながら本人らしい暮らしを途切れず支え、地域全体で権利擁護を継続します。

V 後見人等が加わった支援チームが、申立て後に支援方針や役割を共有できる体制

家庭裁判所への申立てが行われた後、新たに加わる後見人等と、これまで本人を支えてきた福祉・医療の関係者が一堂に会し、支援の方針やそれぞれの役割を再確認・共有する体制です。

取組ポイント

① 本人の「意思」のバトンパス

関係機関が把握してきた本人の価値観や意向、生活上のこだわり等を後見人等と共有し、意思決定支援の継続性を担保する。

② 役割分担の明確化

後見人等が担う事務と、ケアマネジャーや福祉サービス等が担う支援の境界線を整理し、本人を多層的に支える準備を整えます



<https://www.mhlw.go.jp/content/000503061.pdf>

今すぐできる！




国研修の演習シートを参照・活用して課題整理と検討をしてみよう！

体制整備不備によるリスク

共有体制が不十分な場合、後見人等が本人のこれまでの生活背景や意向を知らないまま事務を開始することになり、画一的・事務的な対応に陥る恐れがあります。

また、福祉現場と後見人等の間で情報共有がなされないと、支援方針の食い違いが生じ、本人が混乱したり、適切なサービス利用が妨げられたりするリスクが生じます。

→ 方針齟齬発生

目指す姿

後見人等が選任された直後から、支援チームと密接に連携し、本人の意向と支援方針を共有したうえで、迷いなく本人のための活動を開始できている状態です。

関係者全員が「本人が望む暮らし」という共通のゴールに向かって、それぞれの専門性を活かしながら役割を果たしており、本人が「チーム全体に守られている」と実感できる体制が理想です。

→ 迷わず始動

69

V 後見人等が加わった支援チームが、申立て後に支援方針や役割を共有できる体制

試してみよう！



演習ワークシート4 【後見実務ふり回りシート】項目案 ①

ふり回り契機	□中核機関によるモニタリング（	項目	□後見人等からの支援相談
ふり回り日	年 月 日（対応者：）	本人情報シート	□あり □なし
形態	1. 電話 2. 来所 3. 訪問 4. その他（）		

モニタリングのため、下記欄記入なし □

後見実務支援の相談者	相談者名 □後見人等	ID	所属
相談概要	□詳細別紙参照	主な相談内容	
相談契機	1. パンフレット 2. 研修受講（） 3. 以前に相談 4. その他（）		
相談者属性	地区：	所属属性：	

後見人等より聞き取って記入（後見人等からの相談の場合は、後見人等が記入してもよい）

本人氏名	□補助 □保佐 □後見 □任意後見受任者 □任意後見 □その他（）
申立の経緯	□相談受付シート、受任調整シート参照（ID：）
後見人等	□親族 □市民 □専門職（） □前回モニタリングと同じ氏名： 連絡先：
家裁報告等	年 月報告 ※直近の報告か予定を記入
本人の心身状況	申立時（前回報告時）からの変化の有無 ※本人情報シートを活用して確認し、記入
後見実務の現状と課題	□財産管理 □身上保護 □チームの体制・支援 □意思決定支援 □本人との関係 □支援関係者との関係 □家裁への報告事務 ※左から順に現状を確認し、時に課題になっているものにチェックする。複数チェック可。
類型や権限の見直し、交代の必要性	□必要なし □必要あり その内容と必要性の根拠
必要な後見人支援等	□チーム会議への支援 □事例検討会への事例提出 □専門相談 □家裁への連絡支援 □その他（） □特になし
実施したこと	□別紙参照 具体的に記入
今後の支援	□モニタリング継続不要（今後は相談、依頼に基づき対応） ※課題が解消している場合は不要 □モニタリング継続必要（必要な根拠）

※本人情報シートの記載内容も参考にしながら記入することが有益です。

① 基本計画 p. 3 の場面⑥「後見等開始後の継続的な支援」の欄の項目案です。中核機関の職員が使用するイメージでシートを作成しています。モニタリングでも、後見人等からの支援相談でも活用できるように構成しています。このシートは、市民後見人等だけでなく、専門職後見人や親族後見人への支援にも使用できるように項目を提示していますが、一度にすべての機能を整備しなければならないわけではないため、地域の実状に応じた項目の検討が考えられます。

② 成年後見人だけでなく、チームに加わっている関係機関（介護支援専門員や相談支援専門員等）からの相談の際に記入します。「相談受付内容 整理シート」と同様に、広報のあり方を考えるための項目を提示しています。

③ 状況に応じて親族後見人、市民後見人だけでなく、専門職後見人からも相談を受けます。

④ この場面では、後見制度がスタートしてから一定の時間を経て、本人や支援関係のチーム、後見人等にどのような変化が生じているかを確認することが重要です。申立時から比べて、本人の資産が本人の生活のために活用されるようになることで、本人の意欲や意向が大きく変化することが想定されます。

⑤ 後見実務を項目ごとに聞き取ることを想定して作成していますが、どの項目にも支援が必要な場合もあるため、実際は項目ごとに記入欄が必要とも考えられます。

⑥ 類型や権限の付与の見直しも重要なポイントになります。また、申立時には気づかなかった、後見人に対する思いを本人が表出することが考えられますので、後見人交代の検討の必要性の有無も確認することが求められます。申立時の本人情報シートを確認することで、変化を確認できます。また、改めて本人情報シートを記載することで、今後の後見事務の方針を本人やチームとともに共有し検討することが可能となります。

⑦ 組織決定をして記入する項目として提示しています。

⑧ 実際に実施したことを記入する項目としての提示です。

⑨ 支援を実施した上で、その後のモニタリングを継続するかどうかを検討します。

70

静岡県 島田市 島田市成年後見支援センター

～受任直後の「チーム再構築会議」による役割分担の明確化～

該当する体制

V

W

X



取組内容

- ・ 後見人の選任後、中核機関が招集して「新たな支援チームとしての顔合わせ会議」を開催する。
- ・ アセスメントシートを再活用し、後見人と既存支援者の間での情報の引き継ぎと役割分担の確認を行っている。
- ・ 事前にチームで顔を合わせる機会を設けるのは、後見人等が選任された直後に既存の支援者が「これからは後見人に任せればよい」と関わりを弱めてしまい、結果として後見人が孤立する事態を防ぐためである。



ポイント

- ・ 「選任がゴールではない」という共通認識をチーム全員で持つことで、後見人が地域チームの一員としてスムーズに活動を開始できる土台を作っている。
- ・ 支援チームが機能することが、本人が住み慣れた地域で安心して生活を継続できる基盤ともいえる。

71

メモ

72

W 制度利用開始時に、支援チームのモニタリング時期を設定できる体制

制度の利用が始まった直後の不安定な時期に、本人を支えるチームが「いつ・誰が・何を」確認するかというモニタリングのスケジュールをあらかじめ定める体制です。

取組ポイント

① 進捗管理のためのスケジュール設定

後見人等、本人の関係者、中核機関などの支援チームが集まる時期を設定し、課題解決に向けた進捗を確認できるようにする。

② 初期の「ズレ」を修正する仕組み

後見人等が加わった新しい支援体制が、本人の意向や生活実態に即しているかを早期に確認して、調整できる体制を整える。

今すぐできる！



参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

モニタリングの時期が設定されていない場合、制度利用開始後に生じた「本人の違和感」や「支援者間の役割の不一致」が放置されるリスクがあります。

その結果、後見人等が孤立して事務的な対応に終始したり、逆に福祉現場の地域資源と連携が取れずに本人の生活環境が悪化したりするなど、権利擁護の質が低下し、重大なトラブルに発展するまで気づかれない恐れがあります。

→ 重大化見逃し

目指す姿

制度利用開始の段階で、「振り返りの場」が設定されており、関係者が安心してそれぞれの役割を果たしている状態です。

定期的なモニタリングを通じて、本人の心身の状況や意向の変化をチーム全体で捉え、常に「今の本人」に最適な支援へとアップデートし続けられる体制が理想です。

→ 支援を最適化

73

宮崎県 延岡市・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町 延岡・西臼杵権利擁護センター

～明確な3つの判断基準に基づく組織的モニタリング（バックアップ）～

該当する体制

V

W

X



取組内容

- 令和5年度より、①新人専門職が受任した場合、②業務の難易度が高い場合、③複合的課題がありチーム体制が不十分な場合、という明確な3基準に基づき、受任後のモニタリングを開始した。
- 上記の場合に該当するケースについては、後見人等が選任された後に定期的な状況の確認を行い、必要に応じて「権利擁護支援会議（ケース会議）」を招集して、支援方針の再調整や関係修復を行うこととしている。



ポイント

- 全ケースを網羅するのではなく、優先順位をつけて介入することで、限られた人員での実効性を確保している。
- トラブルが「苦情」として表面化する前に、中核機関が自然な形でアプローチすることで、後見人等の辞任や選任の交代といった深刻な事態に至る前の改善を可能にしている。

74

X 制度利用開始時に、支援チームのバックアップ支援の要否を検討できる体制

後見人等が選任され、支援チームが本格的に動き出す際、困難に直面したときに備え、専門的な助言や具体的な手助けが必要かどうかをあらかじめ検討しておく体制です。

取組ポイント

① 後方支援（バックアップ）の準備

法的トラブルや親族間の葛藤、本人の急激な状態変化等に一人で立ち向かわなくて済むよう、中核機関や専門職団体等による後方支援を準備する。

② 支援の方向性の調整

バックアップ体制が明確であることで、後見人等や支援チームが過度な心理的負担を感じずに「本人本位の支援」に集中できる土台をつくる。

今すぐできる！



参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

バックアップ体制が未整備のまま制度利用が始まると、困難発生時に後見人等や支援チームが孤立し、課題を抱え込む恐れがあります。

その結果、燃え尽き（バーンアウト）や判断ミス、不適切な事務につながり、本人の権利利益を損なうリスクが生じます。また、担い手の疲弊は地域の権利擁護支援の担い手の持続可能性を脅かします。

→ 孤立抱え込み

目指す姿

支援チームが「困ったときはここに頼める」という明確な後ろ盾（バックアップ）を認識しており、安心して日々の活動にあたれている状態です。

中核機関がチームの状況を継続的に見守り、必要に応じて迅速に専門的な担い手の協力が得られる体制が整っており、その結果、困難事例であっても本人の尊厳を守る支援が途切れず継続されていることが理想です。

→ 後ろ盾が見える

75

和歌山県 白浜町

～中核職員による「チームの一員」としての継続的な伴走支援～

該当する体制

V

W

X



取組内容

- 後見人等選任後も、中核職員が地域包括支援センターや社協職員としての立場で、支援チームの一員としてモニタリングや同行訪問を継続している。
- このような事前の顔合わせは、後見人等が就任した途端に既存の支援者が「後は任せた」と関与を引いてしまい、後見人が支援体制の中で孤立することを防ぐために行われる。



ポイント

- 中核機関が状況に応じて、同じチームの「メンバー」として居続けることで、状況の早期把握、早期介入、後見人等が些細なことでも相談しやすい環境を確保している。

76

Y 後見人等や関係者が支援に関する相談や助言を受けられる体制

後見人等および福祉・医療の現場スタッフが、日々の支援の中で直面する判断の迷いや困難に対し、守秘や本人同意に配慮しつつ、専門的な知見を持つ機関からタイムリーに相談・助言を受けられる体制です。

取組ポイント

① 専門家によるバックアップ

法律的な解釈、複雑な身上保護の判断（居所・サービス選択等）、医療場面での意思決定支援の進め方などについて、中核機関や専門職団体等から具体的なアドバイスを得られるようにする。

② 心理的負担の軽減

後見人等が、悩みを打ち明け、共に解決策を考える「伴走者」がいることを実感できる環境を整え、孤立や抱え込みを防ぐ。

今すぐできる！



参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

相談・助言を受けられる仕組みがない場合、後見人等が判断を抱え込み、本人意思の反映が不十分な決定や、逆に必要な保護を躊躇するなど、不適切な対応につながる恐れがあります。

また、支援者が過度な重圧を感じて疲弊し、地域の権利擁護支援の担い手が失われるリスクが生じます。

→判断抱え込み

目指す姿

「困ったとき、迷ったときに、すぐに繋がれる窓口がある」という安心感が地域に浸透している状態です。

中核機関が調整役となり、相談内容に応じて多職種（弁護士、司法書士、社会福祉士等）へつなぎながら、後見人等や関係機関と共に「本人にとっての最善」を模索し続けられる体制が理想です。

→多職種につなぐ

77

よこはま成年後見推進センター

～司法・専門職団体と連携した「苦情・不正防止」フローの確立～

該当する体制

X

Y



取組内容

- 市協議会に「利用促進・不正防止部会」を設置し、家庭裁判所をオブザーバーとして招き、後見人等に対する不満や疑義を中立的に受け止めるフローを構築している。
- 中核機関が相談を整理し、必要に応じて専門職団体や家庭裁判所へつなぐ調整機能を果たしている。
- 後見人等の裁量権に対する法的介入権限が中核機関にない中で、放置すれば重大な権利侵害になりかねない「小さな不満や困りごと、相談」を早期に吸い上げ、組織的に相談、調整ルートに乗せることを目的としている。



ポイント

- 「権限がないからできない」と諦めるのではなく、司法や各職能団体と「共通理解」を事前に構築することで、法的権限を「関係性の力」で補完している点ことを重視している。

78

Z 支援チームの自立状況を定期的に確認し、支援の終結や再支援を判断できる体制

制度利用後、後見人等と本人の関係者が「支援チーム」として機能し続けるため、定期的に情報を共有し、支援状況を確認して方向性を調整する体制です。（必要に応じて臨時に集まり、課題に対応します）

取組ポイント

① 情報の共有体制

定期的な会議やICT等により、支援の状況・リスク・対応方針を共有し、決定事項と役割分担を簡易に記録して次回確認します。

② 支援の方向性の調整

本人の意向の反映状況、生活課題の変化、虐待・消費者被害等のリスク、役割分担の適否を点検し、必要に応じて支援の方向性を調整します。

今すぐできる！



参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

定期的に情報を共有できる体制がない場合、後見人等と地域の関係者の間で情報の断絶が生じます。その結果、「本人の思い」や状況・課題の変化に後見人等が気づけない恐れがあります。

また、関係者間の役割分担が曖昧になり、うまく機能せず、終わりの見えない支援が続いていくリスクが地域に生じます。

➡ 終わりの見えない支援

目指す姿

後見人等を含む関係者が、定期的な会議やICT等を通じて「顔の見える」連携を継続できている状態です。

支援チームが持つ情報を確認し、支援の方向性を調整することで、課題解決の進捗や支援チームの自立状況を把握できます。それにより、中核機関や専門職の関与の必要性を検討し、支援の終結や再支援を判断できる体制が理想です。

➡ 進捗が見える

79

春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター

～ICTツール「かすがいねっと連絡帳」を活用したリアルタイム・モニタリング～

該当する体制

X

Y



取組内容

- 市独自のICT情報共有ツールを権利擁護支援に転用し、後見人等や支援チームが日々の変化や支援方針をリアルタイムで共有できる仕組みを構築している。
- 「かすがいねっと連絡帳」は、在宅医療・介護連携推進事業で用いている、各相談支援機関が持っている本人の状態、支援方針、変化等を共有できるツールである。
- 多職種が関わるケースにおいて、情報の透明性を高めることで、個々の事業所がリスクを負い過ぎないようにしている。



春日井市在宅医療・介護ネットワーク

かすがいねっと連絡帳



ポイント

- 権利擁護支援チームのモニタリングが必要となる局面において、中核機関がこの記録をもとに中立的な立場で事実確認や調整に入り、支援チームのマネジメントを行っている。

80

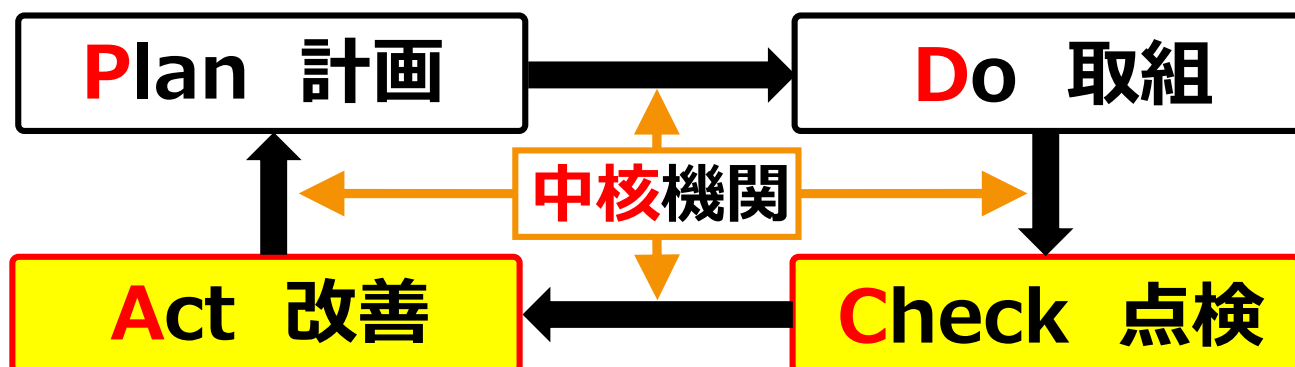
取組ポイント集の活用ステップ③（取り組むことを**明確**にする）

今すぐできる♪

振り返りツールで強み・課題を整理して
次に**取り組むことを明確**にしましょう



➡ 取組ポイントで得たヒントを、振り返りツールに
落とし込んでみましょう。



図：「**共通認識の形成**」と「**取組の明確化**」のための**PDCA**サイクル
➡ 振り返りの結果を共有することで改善に向けた**共通認識**が出来ます。

振り返りツール(KPT)の記入ポイント

- 「KPT」は、振り返りをK(Keep)・P(Problem)・T(Try) の3つの視点で整理する枠組みです。

KPTで振り返るときの進め方（ポイント）

- まず、**K(Keep)**を考える ※ **P(Problem)**から始めない
→振り返りが前向きになり、共通理解も得られやすくなります
- 次に、**P(Problem)**を考える →Kを確認した上で整理することで、課題を冷静に具体的に捉えやすくなります
- 最後に、**KとPを踏まえてT(Try)**を考える →次の行動や体制整備につながります

① Keep(続けていくこと)

体制整備できていることは何か
今後も継続すべき点は何か
取り組んで良かったことは何か
うまくできたことは何か
順調に取り組めていることは何か 等

② Problem(課題・問題点)

体制整備が遅れていることは何か
取組の中でつまづいていることは何か
うまくできていないことは何か
負担や難しさがあることは何か
まだ不十分だと思うことは何か 等

③ Try(挑戦すること・取り組むこと)

体制を整備したいことは何か
より良くしたいことは何か
目指したい状況・姿は何か
検討する必要があることは何か
強化していききたいことは何か
試してみたいことは何か
まず改善してみたいことは何か 等

①から③
に転換

②から③
に転換

※すべてを書く必要はありません
※複数名で作成すると、それぞれの立場や経験に基づく視点が集まり、検討内容をより丁寧に整理できます
※関係者それぞれの視点を持ち寄ることで、より実態に即した振り返りになります
例：市町村と中核機関の両者がそれぞれで振り返りを実施して、持ち寄って検討することも有効です

セルフチェック結果の振り返りツール

① 続けていくこと

② 課題・問題点

③ 挑戦すること・取り組むこと

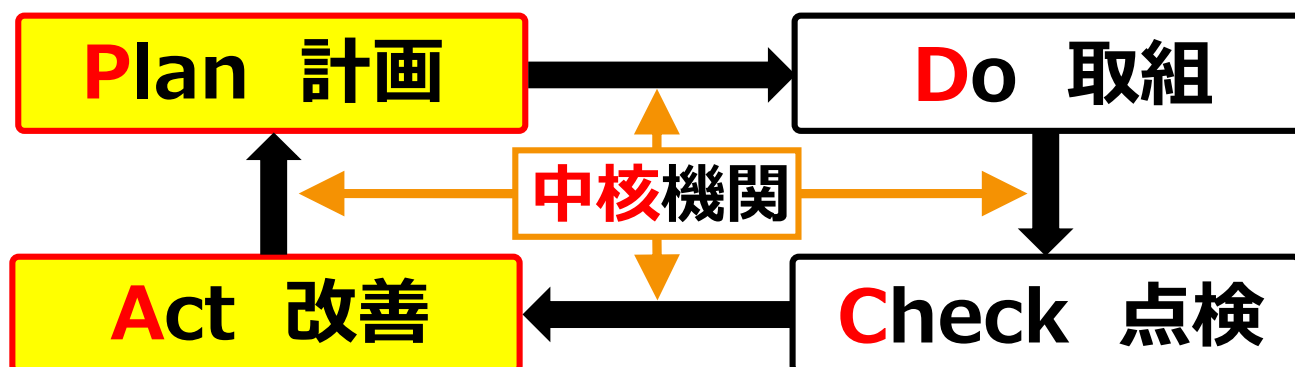
取組ポイント集の活用ステップ④（事業報告反映でPDCAへ）

今すぐできる♪

振り返り結果を中核機関の事業報告に反映して
次年度の事業計画づくりに役立てましょう



➡ 振り返りツール(KPT)の結果を事業報告書式（例）
に落とし込んでみましょう



図：「共通認識の形成」と「取組の明確化」のためのPDCAサイクル
➡事業報告・計画に反映して共通認識をそろえPDCAを回して機能強化

中核機関の事業報告書式(例)

		[]年度 中核機関 事業実施状況			[]年度の方針案	
		取組の実施状況	効果	課題・問題点	今後の取組方針	期待される効果
中核機関がコーディネートする機能	相談支援機能					
	形成支援機能					
	自立支援機能					

成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」(一般財団法人日本総合研究所)pp54-55 参考に作成

87

中核機関の事業報告書式(例)の記入ヒント

		[]年度 中核機関 事業実施状況			[]年度の方針案	
		取組の実施状況	効果	課題・問題点	今後の取組方針	期待される効果
中核機関がコーディネートする機能	相談支援機能	①まずは、該当する記号「A～Z」だけを記入してみましょう。	振り返りツールの「Keep 続けていくこと」を書き出してみましょう。	振り返りツールの「Problem 課題・問題点」を書き出してみましょう。	振り返りツールの「Try 挑戦すること、取り組んでいくこと」を書き出しましょう。	取組ポイント集の「目指す姿」から目標のイメージを膨らませてみましょう。
	形成支援機能	②その後、取組ポイント集を見ながら、現在実施している内容を書き加えましょう。	続けていく取組が、成果や効果につながっています。		それが次の一歩を踏み出すための取組方針になります。	そうすることで、得られる成果や効果がより書きやすくなります。
	自立支援機能					

記入のヒント

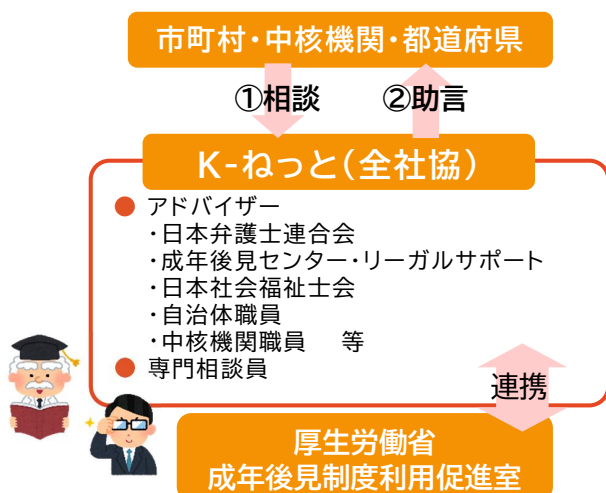


成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」(一般財団法人日本総合研究所)pp54-55 参考に作成

88

困った時の相談窓口「K-ねっと」の活用

- 市町村、中核機関、都道府県等における相談体制の強化を図るため、体制整備や個別事案の相談窓口(愛称:K-ねっと)を全国社会福祉協議会に設置しています。
- 専用ダイヤル及び専用メールアドレスを設け、専門職団体(日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会)や自治体職員などのアドバイザー、専門相談員(成年後見制度や権利擁護支援の相談対応歴の豊富な社会福祉士)の助言を受けながら、相談に応じています。



体制整備や個別事案で
悩んだときは、
まずは
相談してみませんか？

K-ねっと

(権利擁護支援体制全国ネット)

☎ 03-3580-1755

✉ k-net@shakyo.or.jp